000	0	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	0	0	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0	
船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)(抄)(附則第十六条関係) ————————————————————————————————————	型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)(抄)(附則第十三条関係) ————————————————————————————————————	内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)(抄)(附則第十二条関係) ————————————————————————————————————	自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)(附則第十一条関係) ————————————————————————————————————	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(附則第十条関係) ————————————————————————————————————	船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)(抄)(第八条関係) ————————————————————————————————————	船員法(昭和二十二年法律第百号)(抄)(第七条関係) ————————————————————————————————————	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)(抄)(第六条関係) ————————————————————————————————————	造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)(抄)(第五条関係) ————————————————————————————————————	造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)(抄)(第四条関係) ————————————————————————————————————	内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)(抄)(第三条関係) ————————————————————————————26	海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)(抄)(第二条関係) ————————————————————————————————————	海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)(抄)(第一条関係) ————————————————————————————————————	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

$\overline{}$
傍
線
0
部
分
は
改
正
部分
Ċ

2~4 (略) 第三十九条の十一 (略) (先進船舶導入等計画)	2~4 (略) 第三十九条の十一 (略) (先進船舶導入等計画)
2 (略)	2 (略) この限りてない。
(日本船舶の譲渡等の届出)	物 父 → 科 → リリロ = 相
特別   特別   第一章 ( 第四十六条—第五十五条 )   第八章 ( 8 )   四十一条 )   (新設 )   第一章 今第六章 ( 8 )   第一章 今第六章 ( 18 )   第一章 今第一章 ( 18 )   第一章	
現	改正案

国土交通大臣の認定を受けなければならない。 画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、 船舶運航事業者等」という。)は、当該認定に係る先進船舶導入等計 前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下この章において「認定

5

6 ·

第七章 特定船舶の導入の促進

(特定船舶導入促進基本方針)

第三十九条の十九 する。 方針 おいて の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な 次項第五号に掲げる事項に限る。)は、特定船舶 一項に規定する造船等事業者(次条第一項及び第三十九条の三十五に 装置又は性能を有する船舶(造船法(昭和二十五年法律第百二十九 第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第 航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造 であつて国土交通省令で定めるものをいう。 (以 下 「認定事業基盤強化事業者」という。) 特定船舶導入促進基本方針」という。 国土交通大臣及び財務大臣 (財務大臣にあつては、 が製造するものに限る 以下同じ。 (環境への負荷の低 )を定めるものと の導入

2 とする。 特定船舶導入促進基本方針は、 次に掲げる事項について定めるもの

特定船舶の導入の促進の意義及び目標に関する事 項

本的な方針 特定船舶の導入の促進のために政府が実施すべき施策に関する基

者その他の者をいう。 船舶運航事業者等 が講ずべき措置に関する基本的な事項 (特定船舶の導入を行おうとする船舶運航事業 次条及び第三十九条の二十一において同じ。

兀 する基本的な事項 次条第一項に規定する特定船舶導入計画の同条第四項の認定に関

> 5 等」という。) 認定を受けなければならない。 とするときは、 前項の認定を受けた船舶運航事業者等 は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しよう 国土交通省令で定めるところにより、 (以 下 「認定船舶運航事業者 国土交通大臣の

6 · 7 (略)

割に関する事項 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び第三十九 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び第三十九 日 特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して

3 国土交通大臣及び財務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときな事項

又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。4 国土交通大臣及び財務大臣は、特定船舶導入促進基本方針を定め、は、特定船舶導入促進基本方針を変更するものとする。

# (特定船舶導入計画)

特定船舶の導入の目標

容 導入を行おうとする特定船舶の概要その他の特定船舶の導入の内

一計画期間

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項四 特定船舶の導入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

一一一第二項第二号及び第五号に掲げる事項を記載することができるの十一第二項第二号及び第五号に掲げる事項のほか、第三十九条

いて、その特定船舶導入計画が次の各号のいずれにも適合するもので4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合にお

(新設)

一寺官合伯尊人足生甚卜けて箇合けるものである。あると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 特定船舶導入促進基本方針に適合するものであること。
- 三 当該特定船舶の導入が、我が国海運の健全な発展に支障を及ぼす二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

おそれのないこと。

- ものであること。
  は、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合する
  四 特定船舶導入計画に前項に規定する事項が記載されている場合に
- 土交通大臣の認定を受けなければならない。を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国船舶運航事業者等」という。)は、当該認定に係る特定船舶導入計画 別項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下この章において「認定
- 7 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。
- 変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
   前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による

、先進船舶導入等計画の認定の特例)

の認定があつたものとみなす。
の認定があつたものとみなす。
本第三項に規定する事項が記載されているものに限る。)について同条第三項に規定する事項が記載されているものに限る。)について同第三十九条の二十一 船舶運航事業者等が、その特定船舶導入計画(前

(認定の取消し)

(新設)

舶の導入を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことが、又は認定船舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船う。)が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときら、当該変更後のもの。以下「認定特定船舶導入計画」という。)が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときが、又は認定船舶導入計画(同条第五項の規定による変更の認定があり、対している。

(新設)

導入計画に従つて特定船舶の導入を行うために必要な資金を貸し付け務省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等が認定特定船舶第三十九条の二十五 国土交通大臣及び財務大臣は、国土交通省令・財(指定金融機関の指定)	は、実施方針に従って導入促進円滑化業務を行わなければならない。 は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表しなければならない。 なければならない。 なは、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表しなければならない。	に附帯する業務(次条、第三十九条の二十八第一項及び第三十九条に附帯する業務(次条、第三十九条の二十八第一項及び第三十九条の二十四 公庫は、特定船舶導入促進基本方針に即して、三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことがで三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことがで三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことがで三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことがで三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことがで三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことがで三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことがで三十四において「導入促進円滑化業務」という。)を行うことがで	うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(新 設)		(新 設)	(新 設)

入促進業務を行う者として指定することができる。の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、導けて行おうとするもの(以下「導入促進業務」という。)に関し、次る業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受る業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受

- 一銀行その他の政令で定める金融機関であること。
- 施するために十分なものであること。

  針及び実施方針に適合し、かつ、導入促進業務を適正かつ確実に実
  、次項に規定する業務規程が、法令並びに特定船舶導入促進基本方
- はないない。 2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする 2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を定め、こ 2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする
- い。 その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならなその他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならなる。 業務規程には、導入促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項
- 。| | 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない
- 針 は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないは執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づ一。この法律、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の政令
- され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者二 第三十九条の三十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消
- 当する者があるもの 当する者があるもの との業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該

(新 新 設 設 設
------------------------

	は、その旨を公示するものとする。
	2 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたとき
	ない。
	り、あらかじめ、その旨
	は廃止するときは、国土交通省令・財務省令で定める
(新設)	第三十九条の三十一 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を
	(業務の休廃止)
	- に関し監督上必要な命令をすることができる。
	ため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、導入促進業務
(新設)	第三十九条の三十 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行する
	(監督命令)
	・財務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
	通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令
(新設)	第三十九条の二十九 指定金融機関は、導入促進業務について、国土交
	(帳簿の記載)
	、同様とする。
	及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも
	2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、国土交通大臣
	交通省令・財務省令で定める事項
	び公庫が行う導入促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の国土
	三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う導入促進業務及
	する報告書を作成し、公庫に提出すること。
	二 指定金融機関は、その財務状況及び導入促進業務の実施状況に関
	する事項
	一指定金融機関が行う導入促進業務に係る貸付けの条件の基準に関
_	その業務を行うものとする。

	化業務とみなして、同法第十七条(同条の表第十一条第一項第五号の(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑「イバキー環境過台製品の開発及で製造を行う事業の促進に関する法律
(新設)	最も動き型品   及び会計並びに   条の三十四    導   会社日本政策金
(新 設)	おいては、なお指定金融機関とみなす。 第三十九条の三十三 指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関は第二項の規定により指定が取り消されたとき、又は前条第一項若しくが行った。 指定の取消し等に伴う業務の結了)
	3       国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し         3       国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し         1       指定に関し不正の行為があつたとき。
(新 設)	(指定の取消し等)
	り旨定は、

おいて、 えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。 附則第四十七条第一 三条第一号の項、 「国土交通大臣」とする。 第五十八条及び第五十九条第一項の項、 同表第六十四条第 第七十三条第三号の項、 項の項に係る部分を除く。 一項の項中 「経済産業大臣」とあるのは、 第七十三条第七号の項及び 第七十一条の項、 の規定により読み替 この場合に 第七十

えは、政令で定める。 表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替あり上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同い 横に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合に

 第十一条及び海上運送法第三	第十一条	第七十三条第
を含む。)		
より読み替えて適用する場合		
九条の三十四第二項の規定に		一号
この法律(海上運送法第三十	この法律	第七十三条第
項		
えて適用する第五十九条第一		
四第二項の規定により読み替		
海上運送法第三十九条の三十	第五十九条第一項	第七十一条
		第一項
		び第五十九条
この法律、海上運送法	この法律	第五十八条及
う。)を除く。)		
「導入促進円滑化業務」とい		
る導入促進円滑化業務(以下		
第三十九条の二十三に規定す		
二十四年法律第百八十七号)		項第五号
行う業務(海上運送法(昭和	行う業務	第十一条第一

第九章 雑則	第四十条・第四十一条(略)	第八章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級	(指定金融機関に対する報告の徴収等)     (指定金融機関に対する報告の徴収等)     (表記 ) (表記	ついて報告をさせることができる。	完第一項第五十八条第二項十九条の二十三場により読み替一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一項本の業務一項一次本の業務一次一次
第八章 雑則	第四十条・第四十一条(略)	第七章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級	(新設)	(新設)	

(外国人に対する適用除外)

2 外国人等であつて本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定 2 外国人等であつて本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定 2

(外国人に対する適用除外)

行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路におい 当該行為に係る航路におい 九条の め」とあるのは るその業務」と、 いる船舶運航事業者」と、 航事業者」とあるのは「当該行為に係る航路において事業を経営して 号に適合しているかどうかを判断するため必要がある」と、 の二第一項の規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二項各 の団体以外の者に対する第二十四条及び第二十五条の規定の適用につ いては、第二十四条第一項中「必要がある」とあるのは「第二十九条 内容が第二十九条第二項各号に適合しているかどうかを判断するた 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その 第 「定期航路事業、 項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が 「第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為 第二十五条第一項中「この法律の施行を確保するた て営む不定期航路事業 人の運送をする不定期航路事業又は第二十 「その業務」とあるのは「当該航路におけ とあるのは て営む |船舶| 「当該

(新設)

とする。

項(新設)

いては、

同条第一

4

外国人等に対する第二十五条の規定の適用につ

係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不 為に係る航路において営む船舶運航事業」とする。 定期航路事業」 をする不定期航路事業又は第二十九条の二 規定による届出に係る行為の内容が第二十九条第二 いるかどうかを判断するため」 法 律 の施行を確保するため」 とあるのは 「当該行為を行う船舶運航事業者が当該行 とあるの لح 第 定期航路事業、 項 は の規定による届出に 「第二十九条の二第 一項各号に適 八の運送

(国際船舶の譲渡等の届出)

が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。 と外国との間において行われる海上輸送(以下「国際海上輸送」という。)の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶(以下「国際船舶」という。)を、外国人等に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとする場合においてその期間ればならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間ればならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間ればならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間ればならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間ればならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間ればならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間ればならない。ただし、貸渡しをしようとする場合において、場合によりとする場合によりでない。

第十章 罰則

した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又は第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

(新設)

(国際船舶の譲渡等の届出)

第四十四条の二 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様をしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとされた法人その他の団体以外の者に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令で定める期間が国土交通省令で定める期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない地は、運転が関係を表し、

## 第九章 罰則

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三

これを併科する。

- 航路事業を営んだとき。 二 第十九条の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期
- 事業を営んだとき。 三 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路

はこれを併科する。をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又第四十七条(第二十一条の二の規定に違反した場合には、当該違反行為(第

十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 た場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五いて準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反し第四十八条 第十六条第一項(第十九条の三第三項及び第二十三条にお

に処し、又はこれを併科する。当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金第四十九条(第二十六条第一項の規定による命令に違反した場合には、

た者は、百万円以下の罰金に処する。 第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をし

- 第六条の規定による届出をしないで運航を開始したとき。
- 又は料金を収受したとき。をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出二 第八条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合
- 及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令三 第八条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合

- 業を営んだ者 第三条第一項の規定による許可を受けないで一般旅客定期航路事
- 航路事業を営んだ者 第十九条の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期
- 事業を営んだ者 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路

しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第四十七条 第二十一条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役若

これを併科する。
た者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はた者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はいて準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反し第四十八条 第十六条第一項(第十九条の三第三項及び第二十三条にお

以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第四十九条 第二十六条第一項の規定による命令に違反した者は、六月

する。 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処

- 第六条の規定による届出をしないで運航を開始した者
- 又は料金を収受した者をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出一 第八条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合
- 及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令三第八条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合

に違反して、運賃又は料金を収受したとき。

で、運送契約を締結したとき。 定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらない四 第九条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規

る公示をせず、又は虚偽の公示をしたとき。 五 第十条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定によ

大 第十条の三第一項(第十九条の三第三項、第十九条の三第一項(第十九条の三第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又はおいて準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又はおいて準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又はおいて準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又はおいて準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又はおいて準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)によらないで、又はおいて準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)によらないで、事業を可及び第三項、第十九条の三第二項及び第三項、第十九条の三第二方つたとき。

七 第十条の三第三項若しくは第七項(これらの規定を第十九条の三第二項 の規定による命令に違反したとき。

又は運航管理者を選任しなかつたとき。おいて準用する場合を含む。)の規定に違反して、安全統括管理者項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条に八、第十条の三第四項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二

項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条に九 第十条の三第五項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二

L違反して、運賃又は料金を収受した者

で、運送契約を締結した者 定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらない四 第九条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規

る公示をせず、又は虚偽の公示をした者五 第十条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定によ

行つた者

「第十条の三第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。」に係る部分に限る。」によらないで、事業を相比をした安全管理規程(第十条の三第二項第二号及び第三号(こおいて準用する場合を含む。」の規定による届出をしないで、又はおいて準用する場合を含む。」の規定による届出をしないで、又はおいて準用する場合を含む。」の規定による届出をしないで、又はおいて準用する場合を含む。」の規定による届出をしないで、又はおいて第三項、第二十条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第十九条の六の三第二

七 第十条の三第三項若しくは第七項(これらの規定を第十九条の三第二項と 第三項、第十九条の二第二項を含む。)、第十九条第二項(第十十三条において準用の六の三第二項及び第三項、第十九条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条の六の三第二項及び第三項、第十九条の二第二項及び第三項、第十九条の二第二項及び第三項、第十九条の二第二項の共定による命令に違反した者

又は運航管理者を選任しなかつた者おいて準用する場合を含む。)の規定に違反して、安全統括管理者項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条に第十条の三第四項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二

項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条に九 第十条の三第五項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二

届出をしたとき。 いて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、 又は虚偽

用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで事業計画を変- 第十一条第一項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準 更したとき。

を変更したとき。 第十一条の二第一項の規定による届出をしないで船舶運航計 画

第十一条の二第二項の規定による認可を受けないで船舶運航計

を変更したとき。 第十二条、第十三条(第十九条の六の三第二項、 第二十条の二

第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。)又は第三十 (第三号に係る部分に限る。) の規定に違反したとき。

十五 第十九条の四第二項の規定による届出をしないで、虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止したとき。 第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしないで、 又は虚偽の 又は

した運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき-六 第十九条の四第三項の規定による公示をしないで、又は公示を 出をして、対外旅客定期航路事業を営んだとき。

又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、 結したとき。 第十九条の四第四項の規定による公示若しくは届出をしないで 運送契約を

届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだとき。 第十九条の五第一項の規定による届出をしないで、 又は虚偽の

し、又は運送契約を締結したとき。 を含む。)の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若し くは料金若しくは運送約款によらないで、 第十九条の六の二(第二十条の二第二項において準用する場合 運賃若しくは料金を収受

第二十条第二項の規定による届出をしないで、 人の運送をする不定期航路事業 (旅客不定期航路事業を除しないで、又は虚偽の届出

> の届出をした者 おいて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、 又は 虚偽

更した者 用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで事業計画を変 第十一条第一項 (第十九条の三第三項及び第二十三条におい て準

を変更した者 第十一条の二第一項の規定による届出をしないで船舶運航 計

十二 第十一条の二第二項の規定による認可を受けないで船舶運 画 を変更した者 航計

第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。)又は第三十 (第三号に係る部分に限る。)の規定に違反した者 第十二条、第十三条(第十九条の六の三第二項、

十四四 虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者 第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしないで、 又は

十 五 した運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受した者、第十九条の四第三項の規定による公示をしないで、又は公示 届出をして、対外旅客定期航路事業を営んだ者 第十九条の四第二項の規定による届出をしないで、 又は虚

十七 締結した者 又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、 第十九条の四第四項の規定による公示若しくは届出をしないで 運送契約を

十八 届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだ者 第十九条の五第一項の規定による届出をしないで、 又は 虚 偽の

十九 し、又は運送契約を締結した者 くは料金若しくは運送約款によらないで、 を含む。)の規定による公示をしないで、 第十九条の六の二(第二十条の二第二項において準用する場合 又は公示をした運賃若し 運賃若しくは料金を収受

第二十条第二項の規定による届出をしないで、 人の運送をする不定期航路事業 (旅客不定期航路事業を除しないで、又は虚偽の届出

偽

# を営んだとき。

含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定 四十二条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用する場合を による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第二十四条第一項(第三十三条において準用する場合及び第

て適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条十二 第二十五条第一項(第四十二条第四項の規定により読み替え の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 又は

偽の届出をして、第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内十四 第二十九条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚 結し、又はその内容を変更したとき。 第二十九条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締

第五十一条 た者は、五十万円以下の罰金に処する。 第三十一条の規定に違反した場合には、 当該違反行為をし

容を変更したとき。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為を

した者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしない で、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをしたとき。

二 第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし

載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、 第三十九条の二十九の規定に違反して、 又は帳簿を保存しなかつ 帳簿を備えず、 帳簿に記

兀 出をしたとき 業務の全部若しくは 第三十九条の三十 部を休止し、 第一項の規定による届出をしないで導入促進 若しくは廃止し、 又は虚偽の届

# く。)を営んだ者

をせず、又は虚偽の報告をした者 第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による報告 四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、 第二十四条第一項(第三十三条において準用する場合及び第

二十二 第二十五条第一項 (第四十二条第二項の規定により読み替 質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 の九第一項の規定による食いに可よ、うず、こで適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条で適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条 の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

二十三 第二十九条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締

二十四 結し、又はその内容を変更した者 偽の届出をして、第二十八条第四号に掲げる行為をし、又はその内十四 第二十九条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚

容を変更した者

第五十一条 処する。 第三十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に

第五十二条 に処する 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰

で、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしな

二 第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし た者

(新設)

(新設)

#### - 17 -

に対し、各本条の罰金刑を科する。 までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人の従業者がその法人又は人の業務に関し、第四十六条から第五十二条第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他	(削る)
第五十四条(略)	第五十六条(略)
(新設)	下の過料に処する。 「おいっぱ」では、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以りの規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかったの規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかった。
(新設)	に対し、各本条の罰金刑を科する。
(新設)	<ul><li>忌避したとき。</li><li>高避したとき。</li><li>「第三十九条の三十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚したとき。</li></ul>
(新設)	五 第三十九条の三十五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を

○ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	改 正 案
第一章~第六章 (略) 第一章~第六章 (略) 第一章~第十章 (略) 第一章~第十章 (略) 第一章~第十章 (略) 附則 附則 所力 (特定船舶導入促進基本方針) 第一章~第十章 (略) 所力 (特定船舶導入促進基本方針) 第一章》第十一条第一項の事業基盤強化計画の認定を受けた同法第十条第一項に規定する造船等事業者(次条第一項及び第三十九条の三十五において「認定事業基盤強化事業者」という。)が製造するものに限るの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「特定船舶導入促進基本方針」という。)を定めるものとする。 2 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 2 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 2 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 2 特定船舶導入促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 3 が講ずべき措置に関する基本的な事項	現

兀 定する遠隔支援業務をいう。 舶に対する遠隔支援業務 次条第一 (船舶安全法第六条ノ四第一 一項第二号及び第三十九条の 項に

一十二において同じ。 に関する事項

## 六 五

割に関する事項 条の二十六第四項第三号ロ 株式会社日本政策金融公庫 特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して に規定する指定金融機関が果たすべき役 (以下「公庫」という。)及び第三十九

七 (略)

#### 3 • 4 略

# (特定船舶導入計画)

第三十九条の二十 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入 申 する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、 定めるところにより、 特定船舶導入計画」という。)を作成して、 請することができる。 共同で、 特定船舶の導入についての計画(以下 国土交通大臣の認定を 国土交通省令で

### 2

3 事項を記載することができる。 特定船舶導入計画には、前項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる

# 第三十九条の十一 第二項第二号及び第五号に掲げる事

あると認めるときは、 いて、その特定船舶導入計画が次の各号のいずれにも適合するもので 国土交通大臣は、 遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項 第一項の規定による認定の申請があつた場合にお その認定をするものとする。

#### <u>\</u> \( \leq \) (略)

するものであること。 合には、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合 特定船舶導入計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場

(新設)

## 五四

割に関する事項 条の二十五第四項第三号ロ 株式会社日本政策金融公庫 特定船舶の導入を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して に規定する指定金融機関が果たすべき役 (以下「公庫」という。) 及び第三十九

(略)

#### 3 • 4 略

(特定船舶導入計画

第三十九条の二十 船舶運航事業者等及び当該船舶運航事業者等が導入 いう。)を作成して、 この条から第三十九条の二十二までにおいて「特定船舶導入計画」と 定めるところにより、 する特定船舶を製造する認定事業基盤強化事業者は、 共同で、 国土交通大臣の認定を申請することができる。 特定船舶の導入についての計画(以下 国土交通省令で

### 2

3 の十一第 特定船舶導入計画には、 二項第二 一号及び第五号に掲げる事項を記載することができる 前項各号に掲げる事項のほか、 第三十九条

#### (新設)

### (新設)

4 あると認めるときは、 いて、その特定船舶導入計画が次の各号のいずれにも適合するもので 国土交通大臣は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合にお その認定をするものとする。

#### <u>\</u> \( \leq \) (略)

兀 ものであること。 は、その内容が第三十九条の十一第四項各号のいずれにも適合する 特定船舶導入計画に前項に規定する事項が記載されている場合に

Ŧī. 合には、 特定船 その内容が国土交通省令で定める基準に適合するものであ 舶導入計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場

ること。

5 \( \) (略)

(先進船舶導入等計画の認定の特例)

第三十九条の二十一 て同条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。次条第三項第一号に掲げる事項が記載されているものに限る。)につい 第三十九条の十一第四項の認定があつたものとみなす。 条において同じ。)を受けたときは、当該船舶運航事業者等に対する 船舶運航事業者等が、その特定船舶導入計画 ( 前

舶安全法の特例)

第三十九条の二十二 六条ノ四第一項の認定があつたものとみなす。 十九条の二十第三項第二号に掲げる事項が記載されているものに限る ...に記載された遠隔支援業務に係る事業場につい につい て同条第四項の認定を受けたときは 船舶運航事業者等がその特定船舶導入計 ては、 当該特定船舶導入計 船舶安全法第 画 (第三

第三十九条の二十三 略

、公庫の行う導入促進円滑化業務

第三十九条の二十四 三十五において「導入促進円滑化業務」という。 に附帯する業務(次条、第三十九条の二十九第一項及び第三十九条の うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれ 舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行 九条の二十六第四項第三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定船 年法律第五十七号) 第一条及び第十一条の規定にかかわらず、 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九 )を行うことができ 第三十

(新設)

5 \( \) 略

第三十九条の二十一 の認定があつたものとみなす。 けたときは、当該船舶運航事業者等に対する第三十九条の十一第四項 条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。)を受 条第三項に規定する事項が記載されているものに限る。)につい (先進船舶導入等計画の認定の特例 船舶運航事業者等が、その特定船舶導入計画 て(前

(新設)

第三十九条の二十二 略

第三十九条の二十三 年法律第五十七号) る 三十四において「導入促進円滑化業務」という。 に附帯する業務 うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれ 舶運航事業者等が認定特定船舶導入計画に従つて特定船舶の導入を行 九条の二十五第四項第三号口に規定する指定金融機関に対し、認定船 公庫の行う導入促進円滑化業務 (次条、第三十九条の二十八第一項及び第三十九条の 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九 第一条及び第十一条の規定にかかわらず、 )を行うことができ 第三十

## 第三十九条の二十五 (略)

# (指定金融機関の指定)

### 第 十九条の二十六 (略)

2 者は、 ば れを指定申請書に添えて、 及び第三十九条の二十八において「業務規程」という。)を定め、こ 促進基本方針及び実施方針に即して導入促進業務に関する規程(次項 ならない。 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする 国土交通省令・財務省令で定めるところにより、特定船舶導入 国土交通大臣及び財務大臣に提出しなけれ

## 3

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない

### され、

第三十九条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消 (略) その取消しの日から起算して五年を経過しない者

当する者があるもの 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、 次のいずれかに該

の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示 定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの 条の三十三第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第三十九

# 第三十九条の二十七~第三十九条の三十二 略

# (指定の取消し等)

第三十九条の三十三 国土交通大臣及び財務大臣は、 指定金融機関が第

## 第三十九条の二十四 (略)

# 指定金融機関の指定

## 2 第 者は、 一十九条の二十五 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする 国土交通省令・財務省令で定めるところにより、特定船舶導入 (略)

ばならない。 れを指定申請書に添えて、 及び第三十九条の二十七において「業務規程」という。)を定め、こ 促進基本方針及び実施方針に即して導入促進業務に関する規程(次項 国土交通大臣及び財務大臣に提出しなけれ

#### 3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、 指定を受けることができな

### 略

三 され、 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、 第三十九条の三十二第一項又は第二項の規定により指定を取 その取消しの日から起算して五年を経過しない者 次のいずれかに該

当する者があるもの

口 定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指 合において、 条の三十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第三十九 当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示

# 第三十九条の二十六~第三十九条の三十一 略

# (指定の取消し等)

第三十九条の三十二 国土交通大臣及び財務大臣は、 指定金融機関が

り消

、その指定を取り消すものとする。三十九条の二十六第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは

2·3 (略

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

おいては、なお指定金融機関とみなす。が行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内にが行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内には第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関項の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しく第三十九条の三十四 指定金融機関について、第三十九条の三十二第三

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

# 第三十九条の三十五 (略)

えは、政令で定める。
表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同おける株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表2 前項に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合に2 前項に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合に

海上運送法第三十九条の三十	第五十九条第一項	第七十一条
		第一項
		び第五十九条
この法律、海上運送法	この法律	第五十八条及
う。)を除く。)		
「導入促進円滑化業務」とい		
る導入促進円滑化業務(以下		
第三十九条の二十四に規定す		
二十四年法律第百八十七号)		項第五号
行う業務(海上運送法(昭和	行う業務	第十一条第一

、その指定を取り消すものとする。三十九条の二十五第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは

2 · 3 (略

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

おいては、なお指定金融機関とみなす。

が行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内にが行つた導入促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内には第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しく第三十九条の三十三 指定金融機関について、第三十九条の三十一第三

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

# 第三十九条の三十四 (略)

えは、政令で定める。まの場合において、必要な技術的読替表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同おける株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表2 前項に規定するもののほか、導入促進円滑化業務が行われる場合に

海上運送法第三十九条の三十	第五十九条第一項	第七十一条
		第一項
		び第五十九条
この法律、海上運送法	この法律	第五十八条及
う。)を除く。)		
「導入促進円滑化業務」とい		
る導入促進円滑化業務(以下		
第三十九条の二十三に規定す		
二十四年法律第百八十七号)		項第五号
行う業務(海上運送法(昭和	行う業務	第十一条第一

条第一項	業務を除く。)		条第一項
附則第四十七	公庫の業務(導入促進円滑化	公庫の業務	附則第四十七
	項		
	えて適用する第五十八条第二		
七号	五第二項の規定により読み替		七号
第七十三条第	海上運送法第三十九条の三十	第五十八条第二項	第七十三条第
三号	十九条の二十四		三号
第七十三条第	第十一条及び海上運送法第三	第十一条	第七十三条第
	を含む。)		
	より読み替えて適用する場合		
一号	九条の三十五第二項の規定に		一号
第七十三条第	この法律(海上運送法第三十	この法律	第七十三条第
	項		
	えて適用する第五十九条第一		
	 五第二項の規定により読み替		

第十一

条

この法律

この法律

(海上運送法第三十

えて適用する第五十九条第一 四第二項の規定により読み替

第五十八条第二項

海上運送法第三十九条の三十

十九条の二十三

第十一条及び海上運送法第三

を含む。)

より読み替えて適用する場合 九条の三十四第二項の規定に

えて適用する第五十八条第二 四第二項の規定により読み替

# 第三十九条の三十六・第三十九条の三十七

略

第五十二条 した者は、三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為を

(略)

とき。 せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、 第三十九条の三十の規定に違反して、 又は帳簿を保存しなかつた帳簿を備えず、帳簿に記載

業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、 出をしたとき。 第三十九条の三十二第一項の規定による届出をしないで導入促進 又は虚偽の届

Ŧī. 第三十九条の三十六の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告を

六 第三十九条の三十七第一項の規定による報告をせず、 若しくは虚

# 第三十九条の三十五・第三十九条の三十六 略

公庫の業務

業務を除く。 公庫の業務

(導入促進円滑化

第五十二条 した者は、三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為を

(略)

載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、 たとき。 第三十九条の二十九の規定に違反して、 帳簿を備えず、帳簿に記 又は帳簿を保存しなかつ

兀 業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、 出をしたとき。 第三十九条の三十一第一項の規定による届出をしないで導入促進 又は虚偽の届

六 五. 第三十九条の三十五の規定による報告をせず、 第三十九条の三十六第一項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告を 若しくは虚

忌避したとき。 偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

下の過料に処する。場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつた第五十五条 第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十九第二項

忌避したとき。 偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

下の過料に処する。場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかつたの規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかった。第三十九条の二十四第二項又は第三十九条の二十八第二項第五十五条

傍
線
(T)
部
分
は
改
正
部
分

第一項第四号、第六条第一項第六号及び第十五条において単に「船間法第三十三条の二第一項第六号及び第十五条において単に「船間として港湾運送事業の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理はませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主題は、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主題は、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主題は、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、一個法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において単に「船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理はませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、一つ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、一つ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、一つ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、一つ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、一つ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を含む。次号において単に「船をするという。」という。	一 内航運送の用に供される船舶の貸渡し(定期傭船を含み、主とし事業 事業 本湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営むの、 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の		第二条 (略) 改 正 案 。
	注  業  業  7以	毎 単 連 白 し る の 上 に 送 六 。 事 法	第二条 (略) 現 行

# の管理」という。 をする事業

#### 一登録の申 請

第四 載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 前条第 一項の登録を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記

#### (略)

氏名 る者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その貸渡しを受ける者又はその船舶の管理に係る役務の提供を受け 船舶の貸渡し又は船舶の管理をする事業を営もうとするときは、 その代表者の

#### 五. (略)

2

(登録の拒否)

第六条 いずれかに該当する場合には、 国土交通大臣は、 第四条の規定による登録の申請が次の各号の その登録を拒否しなければならない。

配力を有する者を含む。第四号において同じ。)であつた者で当該員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支とみなされた日を含む。)をいう。)前六十日以内にその法人の役 取消しの日から一年を経過しないものを含む。)であるとき。 知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条 された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通 これ、その取消しの日から一年を経過しない者(当該登録を取り消申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消 項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したもの

#### 三 • 四 略

五. 内航運送をする事業又は船舶の貸渡しをする事業に係る申請にあ 申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を

## 録の申請

第四 載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 条 前条第一項の登録を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記

#### (略)

兀 の氏名 ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、 その貸渡しを受

## 五.

## 2

(登録の拒否)

第六条 いずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。 国土交通大臣は、 第四条の規定による登録の申請が次の各号

消され、 役員 該取消しの日から一年を経過しないものを含む。 支配力を有する者を含む。第四号において同じ。 のとみなされた日を含む。)をいう。)前六十日以内にその法人の 条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したも 通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五 消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞 申請者が第二十三条第一項の規定により内航海運業の登録を (いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は その取消しの日から一年を経過しない者 )であつた者で当 (当該登録を取 であるとき。

#### (略)

五. V 申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有して

有していないとき。

に適合する財産的基礎を有していないとき。 船舶の管理をする事業のみに係る申請にあつては、 行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準 申請者がその

七 (略)

2

変更登録等

第七条 (略)

で」と読み替えるものとする。
「で」と読み替えるものとする。
「で」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「第五号から第七号まいて、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合にお

3 5 (略

(内航運送約款

け 航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に 物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内 航運送をする内航海運業者」という。)は、不特定多数の荷主に係る ればならない。これを変更しようとするときも、 内航運送約款を定め、その実施前に、 内航海運業者のうち、 内航運送をする事業を行う者 国土交通大臣に届け出な 同様とする。 (以下「内

- 2 し、期限を定めてその内航運送約款を変更すべきことを命ずることがおそれがあると認めるときは、当該内航運送をする内航海運業者に対 国土交通大臣は、 前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害する
- 3 更して公示した場合を含む。)において、内航運送をする内航海運業国土交通大臣が標準内航運送約款を定めて公示した場合(これを変 標準内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、 又は現に定め

(新設)

六 (略)

2

3 5 項」と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第五号又いて、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事 は第六号」と読み替えるものとする。 (略)

2

前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合にお

第七条

(略)

変更登録等

(内航運送約款

第八条 きも、同様とする。 国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとすると 該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、 令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、 不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省 以下この条から第九条まで及び第二十五条の三において同じ。 内航海運業者 (船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。 その実施前に、 当

2 てその内航運送約款を変更すべきことを命ずることができる。 おそれがあると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定め 国土交通大臣は、 前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害する

3 更して公示した場合を含む。)において、 運送約款と同一の内航運送約款を定め、 国土交通大臣が標準内航運送約款を定めて公示した場合 又は現に定めている内航運送 内航海運業者が、 (これを変 標準内航

のとみなす。 は、その内航運送約款については、 ている内航運送約款を標準内航運送約款と同一のものに変更したとき 第一項の規定による届出をしたも

4 の他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない

> 約款を標準内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航 送約款については、 第一項の規定による届出をしたものとみなす。

内航運送をする内航海運業者は、 第一項の内航運送約款を営業所そ 4

おいて公衆に見やすいように掲示しなければならない。 内航海運業者は、 第 一項の内航運送約款を営業所その 他 の事業所に

(書面の交付)

第九条 を記載した書面を交付しなければならない。 手方に対し、提供する役務の対価その他の国土交通省令で定める事項ときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相 内航海運業者は、 内航海運業に係る業務に関し契約を締結した (新設)

2 海運業者は 情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものを めるところにより、 内航海運業者は、 べき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の により提供することができる。 当該書面を交付したものとみなす。 当該契約の相手方の承諾を得て、 前項の規定による書面の交付に代えて、 この場合において、 当該書面に記載 当該内航 政令で定

(輸送の安全性の向上)

第三条第二項の届出をした者は、輸送の安全の確保が最も重要である ことを自覚し、 内航運送をする内航海運業者及び内航運送をする事業について 絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(輸送の安全性の向上)

第八条の二 渡しをする事業のみを行う者を除く。)は、輸送の安全の確保が最も ならない。 重要であることを自覚し、 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者(船舶の貸 絶えず輸送の安全性の向上に努めなけ れば

(安全管理規程等)

第十一条 ない。これを変更しようとするときも、 交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければなら、十一条 内航運送をする内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土 同様とする。

2 安全管理規程は、 輸送の安全を確保するために内航運送をする内航 2

安全管理規程は、

輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守

(安全管理規程等)

第九条 しようとするときも、 ところにより、 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定める 国土交通大臣に届け出なければならない。 同様とする。 これを変更

ところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定める

# 一~三 (略)

- ら選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちか定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定のる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決四 安全統括管理者(内航運送をする内航海運業者が、前三号に掲げ四
- 下同じ。)の選任に関する事項で通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを五運航管理者(内航運送をする内航海運業者が、第二号及び第三号
- ことを命ずることができる。ときは、当該内航運送をする内航海運業者に対し、これを変更すべきる国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認める
- 選任しなければならない。

  4 内航運送をする内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を
- 遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、5 内航運送をする内航海運業者は、安全統括管理者又は運航管理者を
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つ括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。6 内航運送をする内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統

7

6

括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。ると認めるときは、内航運送をする内航海運業者に対し、当該安全統職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠っ

員の

過

労の防止

必要な内容を定めたものでなければならない。すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、

# 一~三 (略)

几

- いう。以下同じ。)の選任に関する事項他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者を理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管安全統括管理者(内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する
- 任に関する事項を開きる事項を開きる事項を開きる者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定め関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、関する業ののものが開始の関連が、第二号及び第三号に掲げる事項に運航管理者(内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に

五.

ときは、当該内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずるこ国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認める

3

- 4 内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなけとができる。
- 旨を国土交通大臣に届け出なければならない。任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その5 内航海運業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解ならない。
- 職務を行う上での意見を尊重しなければならない。 内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその
- 航管理者を解任すべきことを命ずることができる。
  ると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つ

れ

2 第十二条 労を防止するために必要な措置を講じなければならない。 適切な運航計画 よる船舶所有者の意見を尊重しなければならない。 内航運送をする内航海運業者は、 員法 内航運送をする内航海運業者は、 (昭和) (運航日程その他の船舶の運航に係る事項に関する計 一十二年法律第百号) 項において同じ。 前項の措置を講ずるに当たつては 第六十七条の 船員の労働時間を考慮した の作成その他の船員の過 一第四項の規定に

### 第十三条・ 第十四条 (略)

(船舶に関する表示)

(削る)

第十五条 示しなければならない。 名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表 - は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、 内航海運業者(船舶の管理をする事業のみを行う者を除く。

# 略

(事業の停止及び登録の取消し)

第十七条 ができる。 するときは、三月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若 しくは一部の停止を命じ、 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当 又は当該内航海運業の登録を取り消すこと

(略)

二 第六条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定に該当する こととなったとき。

(略)

2 (略)

> 第十条・第十一条 (略

第十二条から第二十条まで 削除

(船舶に関する表示)

第二十一条 るものに、その氏名、 項を見やすいように表示しなければならない。 内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供 名称又は記号その他の国土交通省令で定める事

第 一 十 二 条 略

(事業の停止及び登録の取消し)

第二十三条 とができる。 若しくは一部の停止を命じ、 当するときは、三月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該 又は当該内航海運業の登録を取り消すこ

二 第六条第一項第一号又は第四号から第六号までの規定に該当する こととなったとき。 (略)

2 三 (略) (略)

- 31 -

## (登録の抹消)

きは、当該内航海運業者の登録を抹消しなければならない。出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたと第十八条 国土交通大臣は、内航海運業者から第十六条の規定による届

# 、輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

とにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならないしくは第六項若しくは第十二条の規定又は安全管理規程を遵守するこれ運送を行う他の内航海運業者が第十条、第十一条第一項、第四項若航運送を利用して物品の運送を行う場合にあつては、その利用する内第十九条 内航運送をする内航海運業者は、他の内航海運業者の行う内

# (輸送の安全の確保に関する命令等)

第二十条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をしたができる。

### 2 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表)

理し、これを公表するものとする。 係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整第二十一条 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に

## (登録の抹消)

たときは、当該内航海運業者の登録を抹消しなければならない。る届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをし第二十四条 国土交通大臣は、内航海運業者から第二十二条の規定によ

#### (新設)

# (輸送の安全の確保に関する命令等)

確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。を定めて輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認第二十五条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出を

### 2 (略)

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

報を整理し、これを公表するものとする。令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情第二十五条の二 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命

(内航海運業者による輸送の安全に関わる情報の公表)

表しなければならない。する措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を公ころにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようと第二十二条 内航運送をする内航海運業者は、国土交通省令で定めると

# 第二十三条~第二十五条 (略

方計)(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な

施するための基本的な方針を定めるものとする。
準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るものを適正に実立入検査のうち安全管理規程(第十一条第二項第一号(次条において第二十六条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は

2 (略)

# (荷主の責務)

法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要第二十九条一荷主は、内航運送をする内航海運業者がこの法律又はこの

(荷主への勧告)

な配慮をしなければならない

一項の規定に違反したことにより第二十条第一項の規定による命令を第三十条。国土交通大臣は、内航運送をする内航海運業者が第十二条第

(新設)

航海運業者に対する命令又は処分のみによつては当該違反行為の再発行為に起因するものであると認められ、かつ、当該内航運送をする内において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が荷主の指示に基づき行いは第三号に該当したことにより同項の規定による処分をする場合

(内航海運業者による輸送の安全にかかわる情報の公表

ればならない。
の他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなけ、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置そ第二十五条の三 内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより

# 第二十五条の四~第二十六条 (略

方計)(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な

実施するための基本的な方針を定めるものとする。て準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るものを適正に又は立入検査のうち安全管理規程(第九条第二項第一号(次条におい第二十六条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収

2 (略)

(新設)

を勧告することができる。
も、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対して

、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴か2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ

3 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告をしたときは、その旨を

なければならない。

# 第三十一条・第三十二条 (略

### (罰則)

れを併科する。
した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこ第三十三条。次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

- 定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだとき。 一 第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規

又はこれを併科する。
為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、。)の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行第三十四条 第十七条第一項 (第二十七条において準用する場合を含む

した者は、五十万円以下の罰金に処する。第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

# 第二十九条・第二十九条の二(略)

#### (罰則)

は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第三十条。次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しく

定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだ者一の規一の第三条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規

違反して、名義を他人に利用させた者 第十一条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に

役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲第三十一条(第二十三条第一項(第二十七条において準用する場合を含

の規定に違反して、第四条第一項各号に掲げる事項を変更した者第七条第一項本文(第二十七条において準用する場合を含む。)

- 定による届出をしないで同項の内航運送をする事業を行つたとき。二 第八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規
- 規定による命令に違反したとき。項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の三 第八条第二項、第十一条第三項若しくは第七項又は第二十条第一
- 規定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた五第十一条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)の
- 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。六、第十一条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)の
- たとき。 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし号において同じ。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしい第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。次

# 第三十六条 (略)

出をした者出をした者の規定による届出をせず、又は虚偽の届を含む。)又は第二十三条の規定を第二十七条において準用する場合しくは第十六条(これらの規定を第二十七条において準用する場合 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十三条第二項若

一 (略)

- 定による届出をしないで同項の内航運送をする事業を行つた者二 第八条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規
- 規定による命令に違反した者 頃(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の三 第八条第二項、第九条第三項若しくは第七項又は第二十五条第一

兀

- 定に違反して、安全統括管理者又は運航管理者を選任しなかつた者五 第九条第四項 (第二十七条において準用する場合を含む。) の規
- 定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者六、第九条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)の
- 者||第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した||第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した

# 第三十三条 (略)

の届出をした者を含む。)又は第二十五条の四の規定による届出をせず、又は虚偽を含む。)又は第二十五条の四の規定を第二十七条において準用する場合くは第二十二条(これらの規定を第二十七条において準用する場合 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十条第二項若し

二 (略)

三 よる表示をせず、又は虚偽の表示をした者 第十五条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に

兀 による公表をせず、又は虚偽の公表をした者 第二十二条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定

> Ξ 第二十一条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定

兀 規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者 第二十五条の三(第二十七条において準用する場合を含む。)の

による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

$\overline{}$
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備第二条 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶(施設の新設等の許可等)	第二章 造船技術の向上等	日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	改正案
の製造又は修繕をすることができる造船台、ドツク又は引揚船台を備第二条 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶(施設の新設等の許可等)	(新設)	第一条 この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事 (新設)	現

の許可を受けなければならない。けようとする者は、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受

内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
け若しくは借受けによる引渡しを完了したときは、その日から一月以
2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲受

## (設備の新設等の許可等)

#### 2 (略

## (許可の基準)

ばならない。
申請があったときは、第二条第一項又は前条第一項の許可をしなけれ
第四条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する

- | ならないこと。 | 張することによって日本経済として適正な造船能力を超えることと| 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡
- 争を引き起こすおそれがないこと。の経営が我が国における造船事業の健全な発達を阻害するような競を新設し、増設し、若しくは拡張することによって、当該造船事業一 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備

#### 三 (略)

かなければならない。
2 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、交通政策審議会の意見を聴

#### 一 (略)

の許可を受けなければならない。けようとする者は、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受

、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 若しくは借受による引渡を完了したときは、その日から一箇月以内に2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲受

# (設備の新設等の許可等)

の許可を受けなければならない。

「は、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣備であつて国土交通省令で定めるものを新設し、増設し、又は拡張しいて、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドツク、引揚船台等の設第三条 前条の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設にお

#### (略)

2

## (許可の基準)

あったときは、第二条又は前条の許可をしなければならない。 第三条の二 国土交通大臣は、左の各号に掲げる基準に適合する申請?

争をひき起す虞がないこと。の経営がわが国における造船事業の健全な発達を阻害するような競の経営がわが国における造船事業の健全な発達を阻害するような競を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備

### 三 (略)

かなければならない。
2 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、交通政策審議会の意見を聴

## (略)

るかどうかの判定をしようとするとき。 なものである場合において、当該事案が前項第二号の基準に適合す 第二条第一項又は前条第一項の許可の申請に係る事案が特に重要

場合において、当該事案が前項第二号の基準に適合するかどうかの 判定をしようとするとき。 第二条又は前条の許可の申請に係る事案が特に重要なものである

## (推進性能試験)

(削る)

第四条 能試験を行わなければならない。 の要求があつたときは 国土交通大臣は、 その船舶の設計について水そうによる推進性 推進機関を備える船舶を製造しようとする者

- 2 による推進性能試験を行わなければならない。 いて船舶を製造した者の要求があつたときは、その船舶について実地 国土交通大臣は、 前項の規定により推進性能試験を受けた設計に基
- 3 国土交通大臣は、 推進性能試験の結果を通報しなければならない。この場合において 国土交通大臣は、推進性能試験を行うことを要求した者に対して 必要があると認めるときは、 設計の変更その他の勧
- 4 者は、 告をすることができる。 第 項又は第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求する 推進性能試験に要する費用の範囲内において国土交通省令で定
- 5 める額の手数料を納めなければならない。 性能試験に要した旅費の実費を納めなければならない。 第二項の規定による推進性能試験を行うことを要求した者は、 推進

## (機関の性能試験)

(削る)

- 第五条 又は船舶用ボイラーについて性能試験を行わなければならない 用ボイラーを製造した者の要求があつたときは、その船舶用推進機関 国土交通大臣は、 新規の設計に基いて船舶用推進機関又は船舶
- 2 縦性、 燃焼及び蒸発の効率について行う。 前項の規定による性能試験は、船舶用推進機関に関しては出力、 回転速度の調整及び振動について、 船舶用ボイラーに関しては 操
- 3 での規定を準用する。 一項の規定による性能試験については 前条第三項から第五 一項ま

一〜四 (略) 一人四 (略) 一个四 (

2

二月以内に、

前項各号の事業を営む者が、その事業を休止し、又は廃止したとき

その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

## **第六条** (略)

(技術に関する勧告)

政策審議会の議を経て必要な勧告をすることができる。して、新しい技術の導入、設備の近代化その他技術の向上に関し交通第七条 国土交通大臣は、第五条第一項各号に掲げる事業を営む者に対

(情報等の提供)

じ、これを提供しなければならない。 集めて備え置き、第五条第一項各号に掲げる事業を営む者の要求に応第八条 国土交通大臣は、常に、広く造船技術に関する資料、情報等を

(報告)

2

略

2

(略

(船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)

一~四 (略)

は、二箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない2 前項各号の事業を営む者が、その事業を休止し、又は廃止したとき

第七条 (略)

:

(技術に関する勧告)

政策審議会の議を経て必要な勧告をすることができる。 して、新しい技術の導入、設備の近代化その他技術の向上に関し交通第八条 国土交通大臣は、第六条第一項各号に掲げる事業を営む者に対

(情報等の提供)

じ、これを提供しなければならない。 集めて備え置き、第六条第一項各号に掲げる事業を営む者の要求に応第九条 国土交通大臣は、常に、広く造船技術に関する資料、情報等を

(報告)

をさせることができる。 事業を営む者に対して、その生産、販売、労務及び施設について報告、 3 は、船舶の製造若しくは附属品の製造、修繕又は販売をするじ。) は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくはぎ 第十条 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同

(事業基盤強化の促進に関する基本方針)

2 前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは 前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは 前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは

イ 新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供に掲げるもののいずれかを行うものであること。 して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であって、次にして行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であって、次に造船等事業者がその経営資源(知識及び技能並びに技術、設備、

の構成を相当程度変化させること。より、生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役務が、生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役務の開発及び提供に

、船舶等の生産を著しく効率化すること。 船舶等の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により

しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、

船舶等の生産に

部品若

新たな原材料、

部品若しくは半製品の使用又は原材料、

を有するものをいう。以下この号、次条第三項第二号及び第三十条に支配していると認められるものとして国土交通省令で定める関係の関係事業者(事業者であって、造船等事業者がその経営を実質的でおかによる事業の全部又は一部の構造の変更(当該造船等事業者係る費用を相当程度低減すること。

において同じ。 が行う事業の構造の変更を含む。 )を行うもので

| ポ ニ ハ ロ イ ある | | 株 株 会 合 こと。 会社の分割 株式交換

株式移転

株式交付

出資の受入れ 事業又は資産の譲受け又は譲渡

ある場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場 合に限る。) 他の会社の株式又は持分の取得 (当該他の会社が関係事業者で

業者の関係事業者でなくなる場合に限る。)

産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事

関係事業者の株式又は持分の譲渡(当該株式又は持分を配当財

会社の設立又は清算 有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律

(平成

ル ヌ

十七年法律第四十号) 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄 に対する出資 第二条に規定する有限責任事業組合をいう

基本方針は、 の促進の意義及び目標に関する事項 事業基盤強化 次に掲げる事項について定めるものとする。 (前項に規定する事業基盤強化をいう。 以下同じ。

3

的な方針 事業基盤強化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本

造船等事業者が行う事業基盤強化に関する次に掲げる事項

る目標の設定に関する事項 事業基盤強化による生産性及び財務内容の健全性の向上に関す

口 事項 事業基盤強化による船舶等の品質の向上に資する取組に関する

- 事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項
- 事業基盤強化の実施方法に関する事項
- 兀 項の項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事の項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事 式会社日本政策金融公庫 事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株 ( 以 下 「公庫」 という。 及び第十七条第
- Ŧī. 事項 前各号に掲げるもののほか、 事業基盤強化の促進のために必要な
- 4 国土交通大臣及び財務大臣は、情勢の推移により必要が生じたとき 基本方針を変更するものとする。
- 5 たときは、 国土交通大臣及び財務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し 遅滞なく、これを公表するものとする。

# (事業基盤強化計画の認定)

第十 事業基盤強化 ようとするものを含む。 大臣に提出して、 一条 造船等事業者は、単独で又は共同で、 を作成し、 (当該造船等事業者が法人を設立し、 その認定を受けることができる。 国土交通省令で定めるところにより、 に関する計画 以下 その実施しようとする 「事業基盤強化計画」 その法人が実施し 国土交通

- 2 する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては 事業基盤強化計画には、 を記載しなければならない。 次に掲げる事項 (前条第二項第二号に該当 第五号を除
- 事業基盤強化の目標
- 示す指標 事業基盤強化による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を
- 三 る取組その他の事業基盤強化の内容並びにそれらの実施時期 事業基盤強化による生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資す 事業基盤強化を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 六 五 四 事業基盤強化に伴う労務に関する事項
- 前各号に掲げるもののほか、 国土交通省令で定める事項

# (現に事業を営む者の届出)

第十一条 者は、 を運輸大臣に届け出なければならない。 この法律施行の日から二箇月以内に、 この法律施行の際現に第六条第 項各号に掲げる事業を営む その施設及び事業の概要

- 事項を記載することができる。 事業基盤強化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる
- 事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項
- に関する計画 関係事業者が当該造船等事業者の事業基盤強化のために行う措置
- 規定する事業再編計画に関する事項 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条に
- 4 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該のおときは、その旨の認定をするものとする。次条第三項において同じ。)のいずれにも適合するものであると認申請に係る事業基盤強化計画が次の各号(前条第二項第二号に該当するとのときは、第一項の認定の申請があった場合において、当該ののときは、その旨の認定をするものとする。
- 。 当該事業基盤強化計画が基本方針に照らし適切なものであること
- されると見込まれるものであること。 当該事業基盤強化計画に係る事業基盤強化が円滑かつ確実に実施
- 。 一 、市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること 、市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること 一 当該事業基盤強化計画に係る事業基盤強化による生産性の向上が
- こと。四 当該事業基盤強化計画が従業員の地位を不当に害するものでない
- 五次のイ及び口に適合するものであること。
- が確保されるものであること。

  木 市場の状況に照らして、他の造船等事業者との間の適正な競争

六

三条第一項の許可を受けなければならない場合にあっては、第四条拡張に関する事項が記載されたものであって、第二条第一項又は第受け若しくは借受け又は第三条第一項の設備の新設、増設若しくは第二項第三号に掲げる内容として第二条第一項の施設の新設、譲

れにも適合するものであること。

一名には、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項各号のいず合には、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項各号のいずるには、事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場の可能を表現してあること。

# (事業基盤強化計画の変更等)

図 国土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者がその認定に係る事業基 2 国土交通大臣は、認定事業基盤強化事画」という。)に従って事業基 2 国土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者がその認定に係る事業基

たときは、その旨を公表するものとする。 国土交通大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消し

ついて準用する。 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による変更の認定に

(施設等の新設等の許可の特例)

項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。次条において第十三条 造船等事業者がその事業基盤強化計画について第十一条第一

(新 設

設の新設、 ないものについては、 同じ。 (産業競争力強化法の特例) を受けたときは、 譲受け若しくは借受け又は設備の新設、 一条第 これらの規定により許可を受けたものとみなす 項又は第三条第 当該事業基盤強化計画に基づき実施する施 項の許可を受けなければなら 増設若しくは拡張

第十四条 認定を含む。)があったものとみなして、同法第三章第二節 号に掲げる事項が記載されているものに限る。 三十五条から第四十五条までの規定を除く。)、 第二十三条第一項の認定(同法第二十四条第一項の規定による変更の 規定に係る罰則を含む。)を適用する。 第百四十七条第一項及び第二項並びに第百四十八条の規定(これら 認定を受けたときは、当該造船等事業者に対する産業競争力強化法 造船等事業者がその事業基盤強化計画 )について同条第一項 (第十 第百四十四条第一項 一条第三項第三 (同法第

公庫 行う事業基盤強化促進円滑化業務)

第十五条 できる。 舶等の品質の向上に資する取組が国内で行われるものに限る。 条において る業務及びこれに附帯する業務(次条、 おいて同じ。 定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化 三号ロに規定する指定金融機関に対し、 十七号) 第 公庫は、 「事業基盤強化促進円滑化業務」という。 条及び第十 のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付け 株式会社日本政策金融公庫法 一条の規定にかかわらず、 第二十条第一項及び第二十六 認定事業基盤強化事業者が認 (生産性の向上及び船 (平成十九年法律第五 第十七条第四項第 )を行うことが 同条に

(新設)

国土交通省令・財務省令で定め (新設)

第十六条

公庫は、

基本方針に即して、

(事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関する方針)

るところにより、

事業基盤強化促進円滑化業務の実施方法及び実施条

- 46 -

ければならない。

| 大針(以下この条及び次条において「実施方針」という。)を定めな件その他の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する

- 様とする。
  財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同りのでは、実施方針を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣及び
- 3 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表し

(指定金融機関の指定)

基盤強化促進業務を行う者として指定することができる。 をするもの(以下「事業基盤強化促進業務」という。)に関し、次のとするもの(以下「事業基盤強化促進業務」という。)に関し、次のとするもの(以下「事業基盤強化促進業務」という。)に関し、次のとするもの(以下「事業基盤強化促進業務」という。)に関し、次のとするもの(以下「事業基盤強化促進業務」という。)に関し、次のとするもの(以下「事業基盤強化促進業務」という。)に関し、次のとするもの(以下「事業基盤強化促進業務を行う者として指定することができる。

銀行その他の政令で定める金融機関であること。

- めに十分なものであること。適合し、かつ、事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施するたが、次項に規定する業務規程が、法令並びに基本方針及び実施方針に
- 2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする| 施することができる知識及び経験を有していること。| 三 人的構成に照らして、事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実
- えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。九条において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添実施方針に即して事業基盤強化促進業務に関する規程(次項及び第十者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、基本方針及び前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする

(新設

- 9 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない
- 針 で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づで定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づったの法律、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の政令
- の取消しの日から起算して五年を経過しない者二第二十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、そ
- 受けて復権を得ない者
  て国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を
  イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者とし
- しの日から起算して五年を経過しないもの 十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消 一年以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六 条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合におい 指定を受けた者 (以下「指定金融機関」という。) が第二十四

(指定の公示等)

を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業基盤強化促進業務第十八条。国土交通大臣及び財務大臣は、指定をしたときは、当該指定

かじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならな進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あら指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業基盤強化促

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が次の各号のに該当するときは、その指定を取り消すことができる。 と認められるとき。 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反 ことがより この法律 である ことが ときは、その旨を公示するものとする。 たときは、その旨を公示するものとする。		<ul><li>該指定金融機関の指定は、その効力を失う。</li><li>国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があったは、その旨を公示するものとする。</li><li>は、その旨を公示するものとする。</li><li>は、その旨を公示するものとする。</li></ul>	休廃止) おったのでは、大は廃止すると	務に関し監督上必要な命令をすることができる。要があると認めるときは、指定金融機関に対し、東第二十二条 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律(監督命令)
指定金融機関が次の各号のいずれかり消すことができる。 り消すことができる。 たとき。 たとき。 とする。 とする。	ときは、その指定を取り消指定金融機関が第十七条第	、その効力を失う。大臣は、前項の規定による届出があったとき大臣は、前項の規定による届出があったとき大臣は、前項の規定による届出があったとき	国土交通省令・財務省令で定めるとこと基盤強化促進業務の全部又は一部を	さる。   ま業基盤強化促進業   この法律を施行するため必
	(新設)		(新 設)	(新 設)

第

に)旨官が対り当されたにきは、当亥旨官を融幾場であった育くは当定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定に二十五条 指定金融機関について、第二十三条第三項の規定により指

強化促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業基盤より指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は当

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

なお指定金融機関とみなす

るのは、 り読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。 第五号の項、 促進円滑化業務とみなして、 の場合に の項及び附則第四十七条第一 する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業 業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関 の財務及び会計並びに主務大臣については、事業基盤強化促進円滑化 一十六条 第七十三条第一 お いて、 国土交通大臣」とする。 事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における公庫 第五十八条及び第五十九条第一項の項 号の項、 同表第六十四条第 第七十三条第三号の項、 項の項に係る部分を除く。 同法第十七条 項の項中 (同条の表第十一条第一項 「経済産業大臣」とあ 第七十三条第七号 第七十一条の項 の規定によ

術的読替えは、政令で定める。

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技れぞれ同表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、その場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については

促進円滑化業務(以下「事業五条に規定する事業基盤強化五条に規定する事業基盤強化) 第十行う業務(造船法(昭和二十行う業務)

項第五号 第十一条第

行う業務

(新設)

- 51 -

第二 ずるよう努めるものとする。 従って事業基盤強化を行うために必要な資金の確保その他の措置を講 条第一項 第一項 七号 三号 第七十一条 第七十三条第 第七十三条第 び第五十九条 第五十八条及 (資金の確保等) 一 号 第七十三条第 一十七条 国は、 この法律 この法律 第五十八条第二項 第五十九条第一項 第十一条 公庫の業務 認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に 定により読み替えて適用する 造船法第二十六条第一 て適用する場合を含む。) 第二項の規定により読み替え 造船法第二十六条第二項の規 この法律、 いう。)を除く。 基盤強化促進円滑化業務」と 進円滑化業務を除く。 公庫の業務(事業基盤強化促 第五十八条第二項 第十一条及び造船法第十五条 この法律 第五十九条第一項 定により読み替えて適用する (造船法第二十六条 造船法 二項の規

:	
(新 設)	求めることができる。   関係事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項について報告を   関係事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項について報告を   業基盤強化計画の実施状況及び当該認定事業基盤強化事業者に対して、認定事   (認定事業基盤強化事業者に対して、認定事
(新 設)	ついて、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。っては、認定事業基盤強化事業者に係る労働者の雇用に関する事項に第二十九条 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当た(連絡及び協力)
( <del>新</del> 設)	(雇用の安定等) (雇用の安定等) (雇用の安定等) (雇用の安定等) (雇用の安定等) (雇用の安定等) (雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。

(新設)	二 第二十三条第一項の規定による届出をしないで事業基盤強化促進しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。    した者は、三十万円以下の罰金に処する。
以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第十二条 第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した者は、六月(罰則)	金に処し、又はこれを併科する。 、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰第三十四条(第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した場合には(削る)
(新設)	第五章 罰則
(新設)	) を定めることができる。 る範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。 ては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され 第三十三条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合におい (経過措置)
第十一条の二(略)	第三十二条(略)
(新設)	第四章 雑則
	度において、指定金融機関から事業基盤強化促進業務に関し報告をされて、おいて、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入地、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入機帯し、関係人に提示しなければならない。

出をしたとき。業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届

をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した四 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

した者は、三万円以下の罰金に処する。 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を 第

は第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 | | 第二条第二項(第三条第二項において準用する場合を含む。) | 又

の限りでない。 の形し、法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をした の限りでない。 の限りでない。 の限りでない。 の限りでない。 の限りでない。 の限りでない。 の限りでない。 の形し、 の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他 のに の限りでない。 の限りでない。 の限りでない。 のでは、 のでは、

土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかった場合には、当該違反行第三十八条第十六条第二項又は第二十条第二項の規定に違反して、国

為をした公庫の取締役又は執行役は、

百万円以下の過料に処する。

第十二条の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処す

た者 第六条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし第二条第二項(第三条第二項において準用する場合を含む。)、

二 第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人を助止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽された反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽された反行為を防止するため当該業務に関し、前二条の違反行為をしたとのとの証明があつたときは、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたと第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

○ 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)(抄)(第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。   3.~ヲ (略)   3.かること。	条において同じ。)が行う事業の構造の変更を含む。)を行うもの条において同じ。)が行う事業の構造の変更を含む。)を行うものを有するものをいう。以下この号、次条第三項第二号及び第三十一に支配していると認められるものとして国土交通省令で定める関係の関係事業者(事業者であって、造船等事業者がその経営を実質的の関係事業者(事業の全部又は一部の構造の変更(当該造船等事業者がらい。)、「の関係の事業活動と併せて行うものであって、次に掲げる措置のいる。」	開等の品質の向上を図ることを目指した事業活動をいう。     開等の品質の向上を図ることを目指した事業活動をいう。     東業基盤の強化(第十条—第三十九条)     「事業基盤の強化(第十条—第三十九条)     「事業基盤的強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくはて事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものであいた事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものでありた事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものでありた事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものでありた事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものでありた事業活動をいう。     第二章 (略)	改正案
基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。イ〜ヲ゜(略)	において同じ。)が行う事業の構造の変更を含む。)を行うものでを有するものをいう。以下この号、次条第三項第二号及び第三十条に支配していると認められるものとして国土交通省令で定める関係の関係事業者(事業者であって、造船等事業者がその経営を実質的ずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更(当該造船等事業者ずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更(当該造船等事業者(略)	っという艤 十 ( 附 第 第 第 次 下 で を う 。 装 前 条 事 則 五 四 三 章	現

<u>\</u> (略)

兀 項 四項第三号口に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び第十八条第 事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株

五.

4 • 5 (略) (略

(事業基盤強化計画の認定)

2 第十一条 (略

3 事項を記載することができる。 事業基盤強化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる

一·二 (略)

る遠隔支援業務及びその業務に係る事業場に関する事項 船舶安全法 (昭和八年法律第十 号 第六条ノ四第 項に規定す

兀

4 申請に係る事業基盤強化計画が次の各号(前条第二項第二号に該当す めるときは、その旨の認定をするものとする。 る事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、 次条第三項において同じ。)のいずれにも適合するものであると認 国土交通大臣は、 第一項の認定の申請があった場合において、当該 第四号を除く

一 ~ 六 (略)

七 ること。 合には、その内容が国土交通省令で定める基準に適合するものであ 事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場

れにも適合するものであること。 合には、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項各号のいず 事業基盤強化計画に前項第四号に掲げる事項が記載されている場

5

(略)

兀 四項第三号口に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び第十七条第 項 事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株

五. (略)

(略)

4 • 5

(事業基盤強化計画の認定)

第十一条 (略)

2

3 事項を記載することができる。 事業基盤強化計画には、 前項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる

(略)

(新設)

三

めるときは、その旨の認定をするものとする。 る事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第四号を除く 申請に係る事業基盤強化計画が次の各号(前条第二項第二号に該当す 国土交通大臣は、 次条第三項において同じ。)のいずれにも適合するものであると認 第一項の認定の申請があった場合において、 当該

一~六 (略)

(新設)

七 合には、その内容が産業競争力強化法第二十三条第五項各号のいず れにも適合するものであること。 事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場

5 (略)

施設等の新設等の許可の特例)

まのとみなす。 ものとみなす。 ものとみなす。 ものとみなす。 を関析的については、これらの規定により許可を受けた 大学において同じ。)を受けたときは、当該事業基盤強化計画に基づ なければならないものについては、これらの規定により許可を受け を実施する施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設 を実施する施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設 を関かる。)を受けたときは、当該事業基盤強化計画に基づ なければならないものについては、これらの規定により許可を受けた を受けたときは、当該事業基盤強化計画に不りて第十一条第一

船舶安全法の特例)

認定があったものとみなす。
一部大阪のでは、の認定を受けたときは、当該事業基盤強化計画に記載された同号の遠の認定を受けたときは、当該事業基盤強化計画に記載された同号の境の認定を受けたときは、当該事業基盤強化計画(第十一条第三項第三第十四条 造船等事業者がその事業基盤強化計画(第十一条第三項第三

(産業競争力強化法の特例)

第十五条 造船等事業者がその事業基盤強化計画 (第十一条第三項第四の規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(公庫の行う事業基盤強化促進円滑化業務)

十七号)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十八条第四項第第十六条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五

(施設等の新設等の許可の特例)

ないものについては、これらの規定により許可を受けたものとみなすであって、第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければなら設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設若しくは拡張同じ。)を受けたときは、当該事業基盤強化計画に基づき実施する施項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。次条において第十三条 造船等事業者がその事業基盤強化計画について第十一条第一

(新設)

産業競争力強化法の特例

(公庫の行う事業基盤強化促進円滑化業務)

十七号)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十七条第四項第第十五条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五

三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認 三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認 三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認 三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認

## 第十七条 (略

(旨主金融幾関の旨

## (指定金融機関の指定)

第十八条

(略)

えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。十条において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添実施方針に即して事業基盤強化促進業務に関する規程(次項及び第二者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、基本方針及び2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする

## 3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない

#### 一 (略)

- の取消しの日から起算して五年を経過しない者 第二十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、そ
- 当する者があるもの 当する者があるもの 業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該

#### (略)

十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消て、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合においロ 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第二十五

## 第十六条 (略)

(指定金融機関の指定)

## 第十七条 (略)

えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。 九条において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添実施方針に即して事業基盤強化促進業務に関する規程(次項及び第十者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、基本方針及び2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする

### 3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができな

#### 一 (略)

- の取消しの日から起算して五年を経過しない者 第二十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、そ
- 当する者があるものとなって、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該

### イ (略)

十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消て、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合においュー指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第二十四

# しの日から起算して五年を経過しないもの

# 第十九条~第二十四条 (略)

## (指定の取消し等)

すものとする。
四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消第二十五条 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第十八条第

## 2·3 (略

# (指定の取消し等に伴う業務の結了)

# 、株式会社日本政策金融公庫法の適用)

## 第二十七条 (略)

術的読替えは、政令で定める。
れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技れぞれ同表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ2 前項に規定するもののほか、事業基盤強化促進円滑化業務が行われ

		項第五号	第十一条第一
			行う業務
促進円滑化業務(以下「事業	六条に規定する事業基盤強化	五年法律第百二十九号) 第十	行う業務(造船法(昭和二十

# しの日から起算して五年を経過しないもの

# 第十八条~第二十三条 (略

## (指定の取消し等)

四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消第二十四条。国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第十七条第

## すものとする。

## 2 · 3 (略)

強化促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業基盤定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定に第二十五条 指定金融機関について、第二十三条第三項の規定により指(指定の取消し等に伴う業務の結了)

# 株式会社日本政策金融公庫法の適用

なお指定金融機関とみなす。

## 第二十六条 (略)

		項第五号	第十一条第一
			行う業務
促進円滑化業務(以下「事業	五条に規定する事業基盤強化	五年法律第百二十九号)第十	行う業務(造船法(昭和二十

第 七号 条第一 三号 第七十 第五 附則第四 第七十三条第 第七十三条第 第七十三条第 第 び 一十八条~第三十二条 5第五十九条 第五十八条及 号 第四章 項 項 · 一 条 +七 雑則 第十一 この法律 公庫 第五十八条第一 第五十九条第一項 この法律 中の業務 条 略 二項 公庫 第十 進 第二項の規定により読み替えこの法律(造船法第二十七条 造 第五十八条第二項 定により読み替えて適用する 造船法第二十七条第 て適用する場合を含む。 第五十九条第一項 定により読み替えて適用する この法律、 1 基盤強化促進円滑化業務」と 船 . う。 円滑化業務を除く。 の業務(事業基盤強化促 法第二十七条第 条及び造船法第十六条 を除く。 (造船法)第二十七条 造船法 二項の規 一項の 規 第 第五十八条及 七号第七十三条第 条第一 三号 一 号 第七十三条第 第 附則第四十七 第七十三条第 第七十一条 一十七条~第三十 第四章 項 項 雑則 公庫 第十一 この法律 第五十八条第二項 第五十九条第一項 の法律 中の業務 条 条 略 進 第五十八条第二項 造船法第二十六条第一 第十一条及び造船法第十五条 第二項の規定により読み替えこの法律(造船法第二十六条 定により読み替えて適用する 造船法第二十六条第一 基盤強化促進円滑化業務」と 公庫の業務(事業基盤強化促 定により読み替えて適用する て適用する場合を含む。 第五十九条第一項 この法律、 1 円滑化業務を除く。 う。)を除く。 造船法 二項の 一項の規

規

## 第三十三条·第三十四条 (略)

#### 第五章 罰則

#### 第三十五条 略

第三十六条 した者は、三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為を

第二十二条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、

若

業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届二 第二十四条第一項の規定による届出をしないで事業基盤強化促進 出をしたとき。 しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第三十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

几 をし、 とき。 第三 又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した一十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告

## 第三十七条・第三十八条 略

第三十九条 行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。 国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかった場合には、当該違反 第十七条第二項又は第二十一条第二項の規定に違反して、

## 第三十二条・第三十三条 略

#### 第五章 罰則

#### 第三十四条 略

第三十五条 した者は、三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為を

第二十一条の規定に違反して帳簿を備えず、 帳簿に記載せず、 若

しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。 第二十三条第一項の規定による届出をしないで事業基盤強化促進

業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届

出をしたとき。

三 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

兀 とき。 をし、 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告 又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

## 第三十六条・第三十七条 略

第三十八条 為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。 土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなかった場合には、当該違反行 第十六条第二項又は第二十条第二項の規定に違反して、 玉

第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四 船舶マハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ第六条ノ四	改 正 案	
(新設)	現 行	

# 第六条ノ五・第六条ノ六(略)

#### ② (略) 第七条 (略

- ・ 関大学・位第一項・見ぎになり管轄では、では、自該合内で、「遠隔支援業務ヲ行フ事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ」、「大特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁及当該」、第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ確認ハ国土交通大臣」
- 物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ④(第六条ノ五第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検定ハ当該船舶又ハ

## 第九条 (略)

- ②·③ (略)
- 交付シ又ハ証印ヲ附スベシノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ免 管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ五第一項
- 又ハ物件ニ対シテハ国土交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ⑤ 第六条ノ五第二項ニ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶
- ⑥ (略

分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身テ船舶又ハ第六条ノニ乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシ

二乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性② 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ

# 第六条ノ四・第六条ノ五 (略

## 第七条 (略)

② (略)

(新設)

物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ(第六条ノ四第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検定ハ当該船舶又)

3

## 第九条 (略)

- ②·③ (略)
- 交付シ又ハ証印ヲ附スベシ少規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ四第一項
- 又ハ物件ニ対シテハ国土交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ⑤ 第六条ノ四第二項ニ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶

### ⑥ (略)

分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身テ船舶又ハ第六条ノニ若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者第十二条(管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシ

二若ハ第六条ノ三ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性<br/>② 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ

コトヲ得及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムル

③ (略)

行為ヲ為シタル者ハー年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス第十八条船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノーニ該当スルトキハ当該違反

一~九 (略)

②~④ (略)

タル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス臨時航行許可証又ハ合格証明書ヲ受ケタルトキハ当該違反行為ヲ為シ第十九条。詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、

ハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処スシテ第九条第五項ノ標示ヲ附シタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者テ第六条ノ五第二項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対第十九条ノニー船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシー

タルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ

下ノ罰金ニ処ス虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ当該違反行為ヲ為シタル者ハ三十万円以成の認定ヲ受ケタル者第十二条第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ邪ニ十二条船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二乃至第六条ノ四ノ規定ニ

コトヲ得及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムル

③ (略)

ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス第十八条 船舶所有者又ハ船長左ノ各号ノーニ該当スルトキハー年以下

一~九 (略)

②~④ (略)

十万円以下ノ罰金ニ処ス臨時航行許可証又ハ合格証明書ヲ受ケタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五第十九条。詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ船舶検査証書、船舶検査済票、

以下ノ罰金ニ処スシテ第九条第五項ノ標示ヲ附シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三十万円シテ第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ確認セラレタルモノ以外ノモノニ対第十九条ノニー船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシ

二違反シタルトキハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス第二十条 船舶所有者又ハ船長第十二条又ハ第十三条ノ規定ニ依ル処分

タル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ対シテ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ第二十一条 第十二条第一項ノ規定ニ依ル当該官吏ノ臨検ヲ拒ミ、妨ゲ

虚偽ノ届出ヲ為シタルトキハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス依ル認定ヲ受ケタル者第十二条第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ第二十二条船舶所有者、船長又ハ第六条ノニ若ハ第六条ノ三ノ規定ニ

第二十五条の二十七 ため、 次の業務を行う。 機構は、 第二十五条の二第一項の目的を達成する

#### (略)

定による検定に関する事務 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ五第 項の規

#### 三 • 四 (略)

.検定に関する事務を行う場合における準用

第二十五条の三十二 前三条の規定は、機構が第二十五条の二十七第一 のは 規定により承認を受けた型式」と、前条中 通省令・農林水産省令」とあるのは「これに係る第六条ノ五第一項の 項第二号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合におい 検定設備」と読み替えるものとする。 て、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは「第二十五条の 一十七第一項第二号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは 検定事務規程」と、第二十五条の三十第一項中「小型船舶」とある 「船舶又は物件」と、「第二条第一項の国土交通省令又は国土交 「検査設備」とあるのは

第二十五条の四十六 第六条ノ五第一項の規定による登録 (以下この節 において単に「登録」という。 とする者の申請により行う。 ) は、 同項の規定による検定を行おう

## 検定の義務

第 一十五条の四十九 略

#### 2

3 登録検定機関は、 検定を行う場合において、 船舶又は物件が第六条

第二十五条の二十七 ため、 次の業務を行う。 機構は、 第二十五条の二第一項の目的を達成する

### (略)

定による検定に関する事務 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ四 第 項 の規

#### 三 • 四 (略)

## 2 { 4

(検定に関する事務を行う場合における準用

第二十五条の三十二 前三条の規定は、機構が第二十五条の二十七 規定により承認を受けた型式」と、前条中 検定設備」と読み替えるものとする。 通省令・農林水産省令」とあるのは「これに係る第六条ノ四第一項の のは「船舶又は物件」と、「第二条第一項の国土交通省令又は国土交 二十七第一項第二号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは て、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは「第二十五条 項第二号に掲げる業務を行う場合について準用する。 「検定事務規程」と、第二十五条の三十第一項中「小型船舶」とある 「検査設備」とあるのは この場合におい

第二十五条の四十六 第六条ノ四第一項の規定による登録 (以下この節 とする者の申請により行う。 において単に「登録」という。 は、 同項の規定による検定を行おう

## (検定の義務

第 一十五条の四十九

略

3 登録検定機関は、 検定を行う場合において、 船舶又は物件が第六条

をするときは、当該事務を検定員に行わせなければならない。ノ五第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定

4 (略

(登録)

る検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。 第二十五条の六十七 第六条ノ六の規定による登録は、同条の規定によ

(準用)

中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。第六条ノ六の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認第二十五条の四十七第一項第一号中「船舶又は物件が第六条ノ五第一項の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認第二十五条の六十八 前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定にかいて準用する。この場合において、第二機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二機関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二株関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二年五条の四十六を除く。)の規定は、第二十五条の六十八 前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、

## 第二十八条 (略)

②~⑥ (略)

7 二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、 二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、 収 に関する研究、 の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第 四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査 検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の 納、 第五項ノ登録、 積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第 輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納 設計、 登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号 工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の 改造、修理又は整備 改造、 修

をするときは、当該事務を検定員に行わせなければならない。ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定

4 (略

(登录)

る検査及び確認を行おうとする者の申請により行う。第二十五条の六十七年第六条ノ五の規定による登録は、同条の規定によ

(準用)

中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。中「検定員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認第二十五条の四十九第三項中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二と、同項第三号中「船舶又は」とあるのは「別表第三」とあるのは「別表第三」とあるのは「別表第三」とあるのは「別表第三」とあるのは「別表第三」とあるのは「別表第三」とあるのは「別表第三」とあるの出って、第二件五条の四十十八、前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、第二十五条の六十八、前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、第二十五条の六十八、前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、

第二十八条 (略

②~⑥ (略)

7 収納、 理、 二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、 に関する研究、 二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、 の区分に応じ、それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第 四十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査 検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の 第五項ノ登録、 整備、 積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第 輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収 設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の 登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号 改造、 修理又は整備

## 第二十九条ノ三(略

2

検定員トアルハ証書発給員トス 一段中別表第一年の発給人間項及同条第四項中び人命の安全に関する条約に関する証書の発給人間項及同条第四項中を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ五第一項の規定によりを行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ五第一項の規定によりを行う場合において、船舶又は物件が第二十五条の四十九第三項中検定一号中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定 前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前

長ヲ含ム)ニ委任スルコトヲ得職権ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方運輸局長(運輸監理部第二十九条ノ六 第六条ノ二乃至第六条ノ四ニ規定スル国土交通大臣ノ

検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船八条第一項第一号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵が第二十は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又

## 第二十九条ノ三(略)

舶トス

② (略)

(3) 前項ノ証書発給員トス 厳定員トアルハ証書発給員トス (3) 前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前

ヲ含ム)ニ委任スルコトヲ得権ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方運輸局長(運輸監理部長第二十九条ノ六(第六条ノ二及第六条ノ三ニ規定スル国土交通大臣ノ職

○ 船員法(昭和二十二年法律第百号)(抄)(第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第三十七条   船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更(以下「雇(雇入契約の成立等の届出)	第三十七条 船舶所有者は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更(以(雇入契約の成立等の届出)
(船舶所有者に関する規定の適用) (船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶共有の者にこれを適用する。) (第百三十一条(第四号の二に係る部分に限る。)及び第百三十一条第四号の当に係る部分に限る。)及び第百三十一条第四号を第一項(第百三十条の二、第百三十条の二、第百三十条の二、第百三十条の二、第百三十条の二、第百三十条の二、第百三十一条(第四号の二の違反行為に係る部分に限る。)の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適定に基づく命令の規定のうち、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適定に基づく命令の規定のうち、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適定に基づく命令の規定のうち、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適定は、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適定は、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶資借の場合には船舶借入人にこれを適定は、第百三十一条第四号の場合には船舶管理人に、船舶対は、第百三十一条第四号の場合には、第百三十一条第四号の場合には、第百三十一条第四号の場合には、第百三十一条第四号の場合には、第百三十一条第四号のは、第百三十一条。第四号のは、第百三十一条。第四号のは、第百三十一条。第四号のは、第百三十一条。第四号のは、第百三十一条第四号のは、第百三十一条。第三十一条。第三十一条,第三十一条。第三十一条,第三十一条。第三十一条,第三十一条。第三十一条,第三十一条,第三十一条,第三十一条。第三十一条,第一十一条,第三十一条,第一十一条,第一十十一条,第一十一条,第一十十一条,第一十十一条,第一十一条,第一十十一条,第一十十十一条,第一十十十一条,,第一十十一条,,第一十十十一条,第一十十十十十十十十十十	(船舶所有者に関する規定の適用) (船舶所有者に関する規定の適用) (船舶所有者に関する規定の適用) (船舶所有者に関する規定の適用) (船舶所有者に関する規定の適用) (船舶所有者に関する規定の適用) (船舶所有者に関する規定の適用) (船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶高三十一条(第六号に限る。)及び第百三十条の二、第百三十条の三又は第三、第百三十条(第六号に係る部分に限る。)及び第百三十条の一項(第百三十条)の規定(第十一章の二、第百三十条の一次第百三十条の一次第百三十条。)及び第百三十条の一項(第百三十条)の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶等理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶、第百三十条。)の規定が第百三十一条第六号の違元、第百三十一条(第六号に係る部分に限る。)及び第百三十一条第六号の違三、第百三十一条の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条の二、第百十三条第三項、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号に係る部分に限る。)及び第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号の違三、第百三十一条第六号の違三十二条の。
附則第十四章 罰則(第百二十二条—第百三十五条)第一章~第十三章 (略)目次	附則第十四章 罰則(第百二十二条—第百三十六条)第一章~第十三章 (略)
現	改正案

ない。
定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければなら下「雇入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令で

(削る)

(記録簿の備置き等)

事項を記載しなければならない。間及び休息時間並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関するの労務管理を行う主たる事務所に記録簿を備え置いて、船員の労働時第六十七条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船員

前項の記録簿の写しを交付しなければならない。

める方法により、船員の労働時間の状況を把握しなければならない。部舶所有者は、第一項の記録簿の作成に当たり、国土交通省令で定

(労務管理責任者)

ものを講じなければならない。 ③ 船舶所有者は、前項の規定による労務管理責任者の意見を勘案し、 あるときは、前項の規定による労務管理責任者の意見を勘案し、

ところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。入契約の成立等」という。)があつたときは、国土交通省令で定める

有者は、船長に代わつて届け出なければならない。 ② 前項の場合において船長が届け出ることができないときは、船舶所

(記録簿の備置き等)

ければならない。

はおいて準用する場合を含む。)の割増手当に関する事項を記載しなで、第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において、船員の労働時間、補償休日、休息時間及び第六十六条第六十七条 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内に帳簿

帳簿の写しを交付しなければならない。
船長は、国土交通省令で定めるところにより、船員に対し、前項

ならない。 備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければ 備え置いて、船員に対する休日の付与に関する事項を記載しなければ 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を

- 4 昭和二十七年法律第百五十一号) 船舶所有者は、 前項の措置を講ずるため運航計画 第十一 一条第 項に規定する運航計画 (内航海運業法
- 条第 け 認めるときは、 ればならない。 項に規定する内航運送をする内航海運業者に対し意見を述べな の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると 当該船員が乗り組む船舶の運航の管理を行う同法第八
- (5) ことその他の第 上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。 舶所有者は 労務管理責任者について、 項に規定する事項を管理するための知識の習得及び 必要な研修を受けさせる

## (例外規定)

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省 令の規定は、船員が人命、 命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合 )には、 (海員にあつては、 これを適用しない。 船長の命令により当該作業に従事する場合に限る 船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人

#### (削る)

(削る)

2 ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息を (削る) 船長は、補償休日又は休息時間において、前項の作業に自ら従事し 又は海員を従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及

又は休息をさせるよう努めなければならない。

(年少船員の夜間労働の禁止)

### 第八十六条 (略)

2 れを適用しない。 前項の規定は、 第六十八条第一項の作業に従事させる場合には、

#### 3 (略)

## (例外規定)

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通 れを適用しない。 令の規定は、船員が次に掲げる作業に従事する場合(海員にあつては 船長の命令によりこれらの作業に従事する場合に限る。)には、こ

## 船舶を救助するため緊急を要する作業 人命、 船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他

防火操練、 救命艇操練その他これらに類似する作業

航海当直の通常の交代のために必要な作業

2

三

かに休息をし、 に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速や 自ら従事し、又は海員を従事させたときは、船舶の運航の安全の確保 船長は、 補償休日又は休息時間において、前項各号に掲げる作業に 又は休息をさせるよう努めなければならない。

(年少船員の夜間労働の禁止)

#### 第八十六条 (略)

2 は、 前項の規定は、 これを適用しない。 第六十八条第 一項 第一 号の作業に従事させる場合に

### (略)

3

## (例外規定)

る場合には、これを適用しない。は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項の作業に従事させ第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前三条の規定第八十八条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三

## 海上労働証書)

第百条の三 国土交通大臣は、国様とする。 の株査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合に おいて、国土交通大臣が当該要件に適合していないと認めた場合に がいて、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ がいて、国土交通大臣が当該要件に適合すると認め 一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認め 第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第

## 一~十 (略)

交付されていること。
記載されており、かつ、同条第二項の規定によりその写しが船員に十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記録簿に

十二~三十四 (略

# (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十六以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式事業の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事

#### 例外規定)

事させる場合には、これを適用しない。は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一項第一号の作業に従第一項及び第二項、第六十六条の二、第六十七条並びに前三条の規定第八十八条の五 第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の三

## (海上労働証書)

第百条の三 国土交通大臣は、国様とする。 ちれたものと認めたときも、同様とする。 一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合に おいて、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ たときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなけ おいて、国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当 おいて、国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第

## 一~十 (略)

しが船員に交付されていること。
た帳簿が備え置かれており、かつ、同条第二項の規定によりその写十一 第六十七条第一項の規定により同項に規定する事項が記載され

十二~三十四 (略)

## 2~5 (略)

# (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

条において するとともに、 「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出 五年間事務所に備えて置かなければならない。

2

(付加金の支払

第百十六条

(略)

2 求することができる。 つた時から五年以内にこれをしなければならない。 船員は、 裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請 ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあ

効の特則

第百十七条 不明手当、 行使しないときは、 できる時から二年間(給料その他の報酬の債権にあつては、五年間) 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することが 遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。 時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方

第百二十六条 円以下の罰金に処する。 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、 三十万

違反したとき。 十七条、第五十条第二項、 第八条、 第十条、第十一条、 第五十五条又は第六十六条の二の規定に 第十四条の三第一項、 第十六条、 第

二~七 (略

(削る)

第百二十九条 た者は、 八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をし 一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、 第八十

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、 第三十四条第一項、 第三十五条

> 提出するとともに、 条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、 五年間事務所に備えて置かなければならない。 国土交通大臣に

2

(付加金の支払)

第百十六条 (略)

2 求することができる。 つた時から二年以内にこれをしなければならない。 船員は、 裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請 ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあ

(時効の特則)

第百十七条 いときは、 できる時から二年間(退職手当の債権にあつては、 遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。 時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することが 五年間)行使しな

第百二十六条 円以下の罰金に処する。 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、 三十万

七条第二項の規定に違反したとき。 十七条、第五十条第二項、 第八条、 第十条、第十一条、第十四条の三第 第五十五条 第六十六条の二又は第六十 項、 第十六条、 第

二~七 (略)

載すべき事項を記載せず、 第六十七条第 項の規定による帳簿を備え置かず、 若しくは虚偽の記載をしたとき。 又は帳簿に記

第百二十九条 は三十万円以下の罰金に処する。 八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十 一年以下の懲役又

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、 第三十四条第一 項、 第三十五

十六条 懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 くは第三項、 土交通省令に違反したときは、当該違反行為をした者は、 十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国 百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項 第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第百十二条第二項、 条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、 条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、 第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、 第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、 二項、 (第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。) 、第六 第百十八条第一項、第百十八条の二、第百十八条の三若しくは第百 第四十四条の二第一項若しくは第二項、 第四十九条、 (第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三 第四十五条、 第六十二条、 第四十六条、 第六十三条、 第四十七条第一項若しくは第 第四十四条の三第一 第六十五条の二第三項 第七十四条、 六月以下の 第八十二 第八十八 項 若し 第

、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。 第百三十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には

- の交付、再交付又は書換えを受けたとき。
  一 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書
- これ。 三 第百条の七の規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させた

罰金に処する。 る命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の第百三十条の三 船舶所有者が第百条の十第一項又は第二項の規定によ

第百三十

一条

船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、

十六条 金に処する。 土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰 十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国 百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第百十二条第二項、第 条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、 条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八 第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、 第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、 一項、 くは第三項、 (第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。) 、第六 第百十八条第一項、第百十八条の二、第百十八条の三若しくは第百 第四十四条の二第一 第四十九条、 (第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三 第四十五条、 第六十二条、第六十三条、 項若しくは第二項、 第四十六条、 第四十七条第一項若しくは第 第四十四条の三第 第六十五条の二第三項 第七十四 第八十二 項

、二百万円以下の罰金に処する。 第百三十条の二 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には

- の交付、再交付又は書換えを受けたとき。 偽りその他不正の行為により海上労働証書又は臨時海上労働証書
- を受けた船舶を国際航海に従事させたとき。 二 第百条の四の規定による検査を受けないで、海上労働証書の交付
- とき。 との規定に違反して、特定船舶を国際航海に従事させた

る命令に違反したときは、五十万円以下の罰金に処する。 第百三十条の三 船舶所有者が第百条の十第一項又は第二項の規定によ

第百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、

当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第三項、第八十八条の七又は第百十三条の規定に違反したとき。 条第二項、 は第二項、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、第六十七 第三十四条第二項、第三十六条第三項、第五十三条第一項若しく 第八十二条の二第一項、第八十三条第一項、第八十五条

二 三 (略)

第三十七条の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき

五. すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。 しくは記録簿を備え置かず、又は報酬支払簿若しくは記録簿に記載 第五十八条の二又は第六十七条第一項の規定による報酬支払簿若

(略)

第百三十二条 該違反行為をした者は、 第百 一条第二項の規定による処分に違反したときは、 六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処 当

(削る)

(削る)

2 の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 第百二十条の三 第四項の規定による処分に違反した者は、 六月以下

第百三十三条 金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰

(削る)

自己の船員手帳を棄損した者

第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者

偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、 再交付、訂正又は

書換えを受けた者

他人の船員手帳を行使した者

三十万円以下の罰金に処する。

の七又は第百十三条の規定に違反したとき。 条の二第一項、第八十三条第一項、第八十五条第三項、第八十八条 は第二項、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、 第三十四条第二項、 第三十六条第三項、第五十三条第一項若しく 第八十二

(略)

(新設)

四 かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載 をしたとき。 第五十八条の二又は第六十七条第三項の規定による帳簿を備え置

四の二・五 (略)

第百三十二条 は三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又

第百 条第一 |項の規定による処分に違反した者

第百二 十条の三第四項の規定による処分に違反した者

(新設)

第百三十三条 金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰

は虚偽の届出をした者 第三十七条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず 又

自己の船員手帳を棄損した者

第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者

四三 偽りその他不正の行為により船員手帳の交付、 再交付、 訂正又は

書換えを受けた者

五. 他人の船員手帳を行使した者

- (削る)
- (削る)
- (削る)

五. (削る) 第百条の二十五の規定による検査を拒み、 妨げ、 又は忌避した者

- (削る)

第百九条の規定に違反した者

避した者 第百二十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌 第百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

げ、若しくは忌避し、 陳述をした者 1、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の第百二十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨

2 三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は

は虚偽の届出をしたとき。 第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず

- 第九十八条の規定に違反したとき。
- 第九十九条の規定による命令に違反したとき。
- 五四三 第百一条第一項の規定による命令に違反したとき。

しくは忌避し したとき。 せず、 若しくは虚偽の報告をし、 第百七条第一項の規定による出頭の命令に応ぜず、 若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、 又は質問に対し陳述をせず、 立入り若しくは検査を拒み、 若しくは虚偽の陳述 帳簿書類を提 報告をせず

> 虚偽の届出をした者 第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず

> > 又

第九十八条の規定に違反した者

十九八七 第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、 第九十九条の規定による命令に違反した者 又は忌避した者

第百一条第

項の規定による命令に違反した者

提出せず、 若しくは忌避し 若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、 第百七条第 若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し 項の規定による出頭の命令に応ぜず、 又は質問に対し陳述をせず、 若しくは虚偽の陳述 帳簿書類を 報告をせ 妨げ、

をした者 第百九条の規定に違反した者

第百二十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は第百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

忌避した者

十 五 妨げ、若しくは忌避し、 の陳述をした者 第百二十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、 又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽

(新設)

(削る)

対して、同条の刑を科する。

一の従業者がその団体の業務に関し第百三十三条第二項(第四号を除くの従業者がその団体の業務に関し第百三十三条第二項(第四号を除く② 第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他 ②

第百三十六条 求を拒んだ者 て置 に処する。 記載をし かず 又は正当な理由がないのに同条第一 財 務諸表等に記載すべき事項を記載せず 第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備え (外国登録検査機関を除く。 は 一項各号の規定による請 一十万円以 若しくは虚偽の 下の過料

附則

だし書中「五年」とあるのは、「三年」とする。 第三条 第百十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項た

三年間、退職手当の債権にあつては」とする。 あつては、」とあるのは、「(退職手当を除く。)の債権にあつては 第百十七条の規定の適用については、当分の間、同条中「の債権に

> 第百三十三条の二 る請求を拒んだ者 偽の記載をし 備えて置 かず 又は正当な理由がない 財務諸表等に記載すべ 第百条の十 (外国登録検査機関を除く。 九第 項 き事項を記載せず、 のに同条第一 の規定に違 は 反して財務諸表等を 一項各号の規定によ 二十万円以下の 若しくは虚

過料に処する。

の団体に対して、同条の刑を科する。
又は第十一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その従業者がその団体の業務に関し第百三十三条第六号から第八号までの従業者がその団体の業務に関し第百三十三条第六号から第八号まで

(新設)

(新設)

	F
	L
- 78 -	

(傍線
の
部分
は改
正部
分)

(申込みの受理)  (申込みの内容が法令に違反する求人又は求職の申込み  (申込みの関連によるの表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	改正案
(申込みの受理) にれを受理しなければならない。ただし、求人若しくは求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、求人若しくは求職の申込みの内容が法令に違反するとき、求人の申込みの内容である賃金、労働をしないときは、その申込みを受理しないことができる。 をしないときは、その申込みを受理しないことができる。	現

とができる。 認するため必 要があると認めるときは、 当該求人者に報告を求めるこ

3 い限り、 求人者は その求めに応じなければならない。 前項の規定による求めがあ つたときは 正当な理由がな

4 (略)

# (労働条件等の明示)

第十六条 き業務の内容等」という。)を明示しなければならない。 内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(次項において「従事すべ 方運輸局長は、紹介に当たり、求職者に対し、その従事すべき業務の 求人者は、求人の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地

2 定により明示された従事すべき業務の内容等を変更するときその他国労働契約を締結しようとする場合において、求職者に対して前項の規 べき業務の内容等その他国土交通省令で定める事項を明示しなければ 土交通省令で定めるときは、 求人者は、求人の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者と 当該求職者に対し、 当該変更する従事す

3 により行わなければならない。 の国土交通省令で定める事項については、 前二項の規定による明示は、 賃金及び労働時間に関する事項その他 国土交通省令で定める方法

第十八条

## 削除

無料の船員職業紹介事業の許

第三十四条

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項 Ô

2

(新設)

(略)

(労働条件の明示)

第十六条 内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない方運輸局長は、紹介に当たり、求職者に対し、その従事すべき業務の 求人者は、 求人の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、

(新設)

2 項その他の国土交通省令で定める事項については、 める方法により行わなければならない。 前項の規定による労働条件の明示は、 賃金及び労働時間に関する事 国土交通省令で定

第十八条 込みの受理があつたものとみなす。 だときは、紹介の順序については、その最後の拒絶のときに新たに申 介する適当な職に就くことを国土交通省令で定める回数にわたり拒ん いては、その受理の順序による。 紹介は、 求人条件又は求職条件を同じくする申込みの間にお ただし、 求職者が地方運輸局長の紹

(無料の船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 (略)

4

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項 0 寸

の申請を行うことができる。
二項において「取扱職種の範囲等」という。)を定めて、前項の許可他業務の範囲(第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その

3 (略

を除く。 大正十五年法律第六十号) 若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定 の規定(次号に規定する規定を除く。 行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 したことにより、 一百四条、 (昭和 一条若しくは第二百四十七条の罪、 .法第五十条(第二号に係る部分に限る。) 及び第五十二条の規定 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律 )により、 + 第二百六条、 六年政令第三百十九号) 罰金の刑に処せられ、 若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号) 第二百八条、 の罪若しくは出入国管理及び難民認定法 第七十三条の二 暴力行為等処罰に関する法律 第二百八条の二 )であつて政令で定めるもの その執行を終わり、 第 項の罪を犯 第 又は執 百二 第

の徴収等に関する法律 又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。 る部分に限る。 条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係 第七十三号) 条の二若しくは第二百十四条第一項、 第百二条、 健康保険法 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一 第百五十六条、 第百三条の二若しくは第百四条第一 (大正十一年法律第七十号) 第二百八条、 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号 (昭和四十四年法律第八十四号) 第百五十九条若しくは第百六十条第一 船員保険法 項 労働保険の保険料 (昭和十四年法律 (同法第百二条 第四十六条 第二百十三

を行うことができる。他業務の範囲(次条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項に体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その

3 (略)

( )

日 処せられ 法第八十三条の規定に係る部分に限る。 部分に限る。 前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る から起算して五年を経過しない者 その執行を終わり、 又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同 又は執行を受けることがなくなつた の規定により罰金の刑に

心身の故障により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行すること できない者として国土交通省令で定めるもの

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五四 り消され、 第百三条第一 当該取消しの日から起算して五年を経過しない者 項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可 を取

を経過しないもの 定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。 を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規 の許可を取り消された者が法人である場合(同項の規定により許可 に当該法人の役員であつた者で、 第百三条第一項又は第二項の規定により無料の船員職業紹介事業 当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現 当該取消しの日から起算して五年 におい

七 以下この条及び第五十六条において 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者 一暴力団員等」という。

九 八 その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの 営業に関し成年者と同 法人であつて その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者 一の行為能力を有しない未成年者であつて

暴力団員等がその事業活動を支配する者

があるもの

て使用するおそれのある者 暴力団員等をその業務に従事させ、 又はその業務の補助者とし

(船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十六条 業を行う者 1(以下「無料船員職業紹介許可事業者」という。)は、次第三十四条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事

船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十五条 う者 ( 以 下 前条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行 「無料船員職業紹介許可事業者」という。 は、 次の各号

大臣に届け出なければならない。 の各号のいずれかに該当するときは、 あらかじめ、 その旨を国土交通

(略)

第三十七条

(略

(削る)

(学校等の行う無料 の船員職業紹介事業

第四十条 (略)

2 • (略)

4 無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合にお前三条の規定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が 紹介事業」と読み替えるものとする。 職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業」とあるのは 係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、 いて、前条第一項中「船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に 同条第二項中「船員 「当該船員職業

5

(略

5

(略)

のいずれかに該当するときは、 届け出なければならない。 あらかじめ、 その旨を国土交通大臣に

(略)

第三十六条 (略)

(兼業の制限)

第三十七条 を行うことができない。 無料船員職業紹介許 ただし、 可事業者及びその従業者は 無料船員職業紹介許可事業者は、 次の業務 玉

土交通大臣の許可を受けたときは、 第四号から第六号までの業務を行

うことができる。 両替

質屋

酒類の販売

六 五 四 宿泊所日用品の販売 飲食店

2 行う者と通謀して、 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は 利を図ることはできない。 前項各号の業務を

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)

第四十条 略) (略)

2 •

とあるのは の当該船員職業紹介事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書 て準用する。この場合において、同条第一項中「船員職業紹介所ごと 項各号に掲げる施設の長が無料の船員職業紹介事業を行う場合につい と、同条第二項中「船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業... 第三十六条、 「当該船員職業紹介事業」と読み替えるものとする。 第三十八条及び前条の規定は、第一項の規定により同

## 準用規定)

2 第四 の申請又は届出をした場合にあつては、前項において準用する第十五四十条第三項の規定により、取扱職種の範囲等を定めてこれらの規定 長は、その旨を無料船員職業紹介事業者に通報するものとし、当該通業者」と、同条第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局 び第二項並びに第二十一条の規定は、 条第一項の規定は、 報を受けた無料船員職業紹介事業者は」と読み替えるものとする。 これらの規定 1十二条 無料船員職業紹介事業者が、第三十四条第二項、第三十六条又は第 項を除く。)中 船員職業紹介事業を行う場合について準用する。 第十五条から第十七条まで (第十五条第三項) 「地方運輸局長」とあるのは その範囲内に限り適用するものとする。 第十六条第三項及び第二十一条第 無料船員職業紹介事業者が無料、第二十条第一項及 「無料船員職業紹介事 この場合において 2

#### 準用規定)

規定する募集受託者を除く。 について準用する。この場合において、第十六条第一項中「求人者は 募集を行う者 者に」と、 求職者」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者」と、 よる求職者」とあるのは 六条第二 求人の申込みに当たり、 一十八条 同項中「紹介」とあるのは「船員の募集」と、 第十九条中「地方運輸局長」とあるのは における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、 項 「船舶につき、 「求職者に」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする 第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは 第十六条、 中 (国土交通省令で定める者を除く。 「求人者は、 第十九条及び第二十一条の規定は、 求職者を紹介してはならない」とあるのは「 「船員の募集を行う者 地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあ 求人の申込みをした地方運輸局長の紹介に )は、 募集に応じて船員になろうとする 「船員の募集を行う者」 (第四十四条第二項に 次項において同じ。 同項及び同条中「 船員の募集 「船員の 第十 同

### (準用規定)

第四 事業者は」と読み替えるものとする。 規定 紹介事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員職業紹介 方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員 局長」とあるのは 紹介事業を行う場合について準用する。 びに第二十一条の規定は、 1十二条 (第十六条第 第十五条から第十九条まで、 「無料船員職業紹介事業者」と、同条第二項中 |項及び第二十一条第二項を除く。 無料船員職業紹介事業者が無料の この場合において、 第二十条第一項及び第二項 )中「地方運輸 これらの 船員職 職 地

条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。の申請又は届出をした場合にあつては、前項において準用する第十五四十条第三項の規定により、取扱職種の範囲等を定めてこれらの規定無料船員職業紹介事業者が、第三十四条第二項、第三十五条又は第

## (準用規定)

第四十八条 り、 するものとし、 業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、 につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「船舶における就 国土交通省令で定める者を除く。次項において同じ。 十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは 求職者」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者」と、 と、同項中「紹介」とあるのは「船員の募集」と、 について準用する。この場合において、第十六条第一項中 とあるのは 求人の申込みに当たり、 者を無制限に紹介する」とあるのは 第十九条中「地方運輸局長」とあるのは 「地方運輸局長は、 第十六条、 「地方運輸局長は、 当該通報を受けた船員の募集を行う者は、 当該船舶につき、 第十九条及び第二十一条の規定は、 地方運輸局長に対し、地方運輸局長」 その旨を船員の募集を行う者に通報 「船員を無制限に募集する」と 求職者を紹介してはならな 「船員の募集を行う者 「船員の募集を行う者 同条第二項中「求 同項及び同条中 ) と と 当該船 船員の募 「求人者は 「船 」とあ 第二 舶

す を行う者に通報するものとし、 に募集する」と、 は、 してはならない」とあるのは 条第二項中 る」と読み替えるものとする。 当該船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない 同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは 「求職者を無制限に紹介する」とあるのは 「地方運輸局長は、 「地方運輸局長は、 当該通報を受けた船員の募集を行う者 当該船舶につき、 その旨を船員の募集 船員を無制 「船員を募集

#### 2 (略)

## 準用規定

第五十二条 方運輸局長は、 び第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは る者 供給」と、同項及び第十九条中「求職者」とあるのは 供給を受けようとする者は、あらかじめ、無料船員労務供給事業者に 当たり、 務供給事業者が無料の船員労務供給事業を行う場合について準用する とあるのは は、当該船舶につき、 介する」とあるのは「船員を無制限に供給する」と、 船員を供給してはならない」と、 給事業者」と、 この場合において、 長の 当該通報を受けた無料船員労務供給事業者は 、を供給してはならない」と、 無料船員労務供給事業者」と、 (供給される船員を雇用する場合に限る。 紹介による求職者」 地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあるのは「船員労務 求職者に」とあるのは 第十六条第二 第十六条、 「船員を供給する」と読み替えるものとする。 その旨を無料船員労務供給事業者に通報するものとし 同項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは 第十六条第一項中「求人者は、 求職者を紹介してはならない」とあるのは 項中 第十九条及び第二十一条の規定は、 とあるのは 「求人者は、 同項ただし書中 「供給される船員に」 同条第二項中「求職者を無制限に紹 「紹介」とあるのは「船員労務 「船員労務供給を受けようとす 求人の申込みをした地方運輸 「求職者を紹介する」 当該船舶につき、 は 「無料船員労務供 と、 求人の申込みに 「地方運輸局長 供給される船員 「供給される船 無料船員労 第十九条及 地地

> し書中 えるものとする。 おける就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、 「求職者を紹介する」とあるのは 「船員を募集する」と読み替 同 頃ただ

#### 2 略

(準用規定)

第五十二条 員」と、 当たり、 る 者を紹介する」とあるのは 報するものとし、 とあるのは 者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に供給する」と、 無料船員労務供給事業者」と、同項中 供給」と、同項及び第十九条中「求職者」とあるのは「供給される船 対し、無料船員労務供給事業者」と、「紹介」とあるのは 供給を受けようとする者は、あらかじめ、無料船員労務供給事業者に 務供給事業者が無料の船員労務供給事業を行う場合について準用する とあるのは「船員を供給してはならない」と、同条第二項中「求職 「地方運輸局長は、当該船舶につき、 この場合において、 舶につき、 地方運輸局長に対し、地方運輸局長」とあるのは 同条及び第二十一条第一項中 第十六条、 「地方運輸局長は、その旨を無料船員労務供給事業者に通 船員を供給してはならない」と、同項ただし書中「求職 当該通報を受けた無料船員労務供給事業者は、 第十六条第一項中「求人者は、 第十九条及び第二十一条の規定は、 「船員を供給する」と読み替えるものとす 求職者を紹介してはならない」 「求職者を紹介してはならない 「地方運輸局長」とあるのは 求人の申込みに 「船員労務 「船員労務 船員 当該

(許可の欠格事由)

受けることができない。第五十六条、次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を

処せられ、 認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、 罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民 八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の を除く。)により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、 同法第五十条 若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定 規定 禁錮以上の刑に処せられ、 から起算して五年を経過しない者 (次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた (第二号に係る部分に限る。) 及び第五十二条の規定 又はこの法律その他労働に関する法 罰金の刑に 第二百

条第一 第一項 わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経 る部分に限る。 保険法第八十三条若しくは第八十六条 の保険料の徴収等に関する法律第四十六条前段若しくは第四十八条 第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。 年金保険法第百二条、 健康保険法第二百八条、 同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用 船員保険法第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十 (同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。 労働者災害補償保険法第五十一条前段若しくは第五十四 )の規定により罰金の刑に処せられ、 第百三条の二若しくは第百四条第一 第二百十三条の二若しくは第二百十 (同法第八十三条の規定に係 その執行を終 労働保険 )、厚生 (同 应 法

許可の欠格事由)

受けることができない。 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を

算して五年を経過しない者 七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、 は出入国管理及び難民認定法 力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号) 第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、 る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法 若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるも その執行を終わり、 禁錮以上の刑に処せられ、 法律第七十七号) 年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、 の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限 又は執行を受けることがなくなつた日から起 又はこの法律その他労働に関する (昭和二十六年政令第三百十九号) 罰金の刑に処せられ 第二百八条、 の罪若しく 伞 (明

条の二若しくは第二百十四条第一項、 日から起算して五年を経過しない者 処せられ、 法第八十三条の規定に係る部分に限る。) の規定により罰金の刑に 部分に限る。)又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条 前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) 又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料 る部分に限る。)、厚生年金保険法 条前段若しくは第五十四条第一項 第七十三号)第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第 第百二条、 健康保険法 労働者災害補償保険法 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた 第百三条の二若しくは第百四条第一項 (大正十一年法律第七十号) (昭和) (同法第五十一条前段の規定に係 一十二年法律第五十号) (昭和) 船員保険法 第二百八条、 二十九年法律第百十五号 (昭和十四年法律 (同法第百二条 第二百 第四十六条 第五十

5 2 \ \ 4 第六十条 六 三 第 五 十 九 十 暴 一 力 第五十五条第二項から第四項まで、 (許可の有効期間等) いもの て使用するおそれのある者 から起算して五年を経過しないもの 当の理由がある法人を除く。 の日前六十日以内に当該法人(当該船員派遣事業の廃止について相 事業の廃止の届出をした者が法人である場合において を経過しないもの 相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して五年 派遣事業の廃止の届出をした者(当該船員派遣事業の廃止について いことを決定する日までの間に第六十二条第一項の規定による船員 の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしな 消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号) の役員であつた者で、 消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人 該当することとなつたことによる場合に限る。 れた場合については、 第百三条第一 暴力団員等 前号に規定する期間内に第六十二条第 第百三条第一項又は第三項の規定による船員派遣事業の許可の取 消された者が法人である場合 暴力団員等がその事業活動を支配する者 暴力団員等をその業務に従事させ、 (略) (略) (略) (略) 項又は第三項の規定により船員派遣事業の許可を取 当該法人が第一号又は第二号に規定する者に 当該取消しの日から起算して五年を経過しな の役員であ (同項の規定により許可を取り消さ 第五十六条 又はその業務の補助者とし 項の規定による船員派遣 つた者で (第五号から第八号 において、 当該届出の日 同号の通知 第十五条 当該取 5 第六十条 2 { 4 
 (新設)
 三

「
五 (許可の有効期間等) 第五十五条第二項から第四項まで、 (新設) (新設) (略) (略 (略) (略) 第五十六条 (第五号を除く。)

可の有効期間の更新について準用する。までを除く。)及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許

## (派遣元責任者)

~六 (略

(船員法の適用に関する特例等)

の場合において、同条第二項中「労務管理責任者」とあるのは「派遣船員を使用する船舶所有者と、当該乗組み派遣船員を当該船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者にもまた使用される船員とみなして船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員が乗り組むる。 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む

員に対する休日」とする。

更新について準用する。及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期

間の

## (派遣元責任者)

任しなければならない。

「国土交通省令で定めるものを除く。)のうちから派遣元責任者を選により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者とし、第二号、第四号及び第五号に該当しない者(未成年者及び心身の故の出土交通省令で定めるところにより、第五十六条第一号第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行

一~六 (略)

(船員法の適用に関する特例等)

第八十九条派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶(以第八十九条派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶が高別であって、船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組造就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組造就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組造就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないものが、場別であって、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないものが、場別であるが、当該船員派遣の提供を受ける者に雇用されていないものが、当該船員を開発を表現して、記載を表現である。

(新設)

者 は 者 休 Ĺ 又 日 舶 第 同 れ は 0 所 条第 休 る者をいう。 第六項の 有者 付 項 与 日 又は有質 、船員職業安定法第八 項 規 定 中 規 給休暇の付与、 定により より 船舶 同 下同じ 項 の措置 所 読み替えて 乗組み 有者」 により 派遣船員を使用する船舶 とあるの とあるの 乗 十九条第 が組 適用される前項 選 む は は 船 任された労務管理責任 項から 舶 船員職業安定法第 派遣先の 0 変更」 第三 0 措 一項まで、 船舶所有 とあるの 置 所有 とす

#### 5 乗組み派遣 (略)

三項 る罰則の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法第六十項の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定(これらの規定に係 準用する場合を含む。)、第六十五条の三第一項及び第二項、 五条の二第三項(同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて される場合を含む。)、第六十四条の二第一項、 条及び第六十五条の三第三項 舶所有者」という。 条の四、 第八十六条第一項及び第二項、 第六十二条 を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により適用さ て準用する場合を含む。 れる労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、 (舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組 第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十八条の二の二 第六十七条第三項、 項から第三項まで、 (同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。 |第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八 第八十八条の六、第八十八条の七並びに第百十八条の四第三 項に規定する派遣元の船舶所有者(以下単に「派遣元の船 (同法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用 )がその使用する」と、 第八十八条の三第一項及び第三項、第八十八 第六十七条の二第四項、 中 「これを国土交通大臣に」とあるのは (同法第八十八条の二の二第六項におい 同条第三項(漁船に係る部分に限る。 同項並びに同法第六十 第八十五条第二項、 第六十五条、 第三十七条、 、第六十 同条第 む

#### 4 2 乗組み派 略

ے کر 八 八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。)、 項 玉 所有者(以下単に「派遣元の船舶所有者」という。 あるのは この場合において、 命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。 の七並びに第百十八条の四第三項の規定並びにこれらの規定に基づく 三第一項及び第三項、第八十八条の四、 八十八条、第八十八条の二の二第一項から第三項まで、第八十八条の 三項(漁船に係る部分に限る。)、第八十七条第一項及び第三項、 条第三項、第八十五条第二項、 を含む。)、第六十五条の三第一項及び第二項、 含む。)、第六十四条の二第一項、 同 れる労働基準法第七条並びに船員法第三十六条第三項、 を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六条の規定により 舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員 土交通大臣に」とあるのは 十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。) 法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を 乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員 (同法第八十八条の二の二第五項において読み替えて準用する場合 同項並びに同法第六十五条及び第六十五条の三第三項 「船員職業安定法第八十九条第三項に規定する派遣元の船舶 同法第六十四条の二第一項中「その使用する」と 「及びこれを国土交通大臣に」 第八十六条第一項及び第二項、 第六十五条、 第八十八条の六、第八十八条 第六十五条の二第三 同条第三項 )がその使用する 第六十二条 中 が乗り 第六十七 「これ (同法第 (同 同条第 法第 同 用 組 第

とあるのは は 定で定めるところによることを派遣元の船舶所有者に申し出て」と、 者に申し出て」とあるのは「、あらかじめ、その休息時間を同項の協中「その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有 従事することを派遣元の船舶所有者に申し出たとき」と、 制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」とあるのは「あら 二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の かじめ、第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に ることを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、 とを申し出た場合」とあるのは「、あらかじめ、 する」と、同法第八十七条第一項第一号中 及びこれを国土交通大臣に」と、 し出た場合」とあるのは .法第八十八条の三第三項中「次に掲げる申出をした場合」とあるの 中 同 あらかじめ、 「その使用する」とあるのは .法第八十八条の四第二項中「同項本文の時刻の間において」 、同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む あらかじめ、 派遣元の船舶所有者に次に掲げる申出をした場合 「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とす 同項本文の時刻の間において」と、 同法第六十五条及び第六十五条の三 「派遣元の船舶所有者がその 「船内で作業に従事するこ 船内で作業に従事す 同法第八十八条の 同条第六項 車 使用

一条第 契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を 十七条の二第 作業に従事させたならば、 なる船員派遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣 .法第八十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を 項 て読み替えて準用する場合を含む。)、 遣 元の 一項の規定、 第六十五条の二第三項 船 項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることと 舶 一項の規定、 所有者は、 第五項の規定により適用される同法第六十二条 第三項の規定により適用される同法第八十 第二項の規定により適用される船員法第六 船員派遣をする場合であつて、 (同法第八十八条の二の二第五項に 第八十六条第一 項及び第 項

> た場合」と、 舶 の時刻の間において」と、 同項本文の時刻の間において」とあるのは 者に次に掲げる申出をした場合」と、同法第八十八条の四第二項中 げる申出をした場合」とあるのは「、あらかじめ、 の船舶所有者に申し出て」と、同法第八十八条の三第三項中「次に掲 じめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを派遣元 るところによることを船舶所有者に申し出て」とあるのは 申し出たとき」と、 労働時間の制限を超えて作業に従事することを派遣元の船舶所有者に し出たとき」とあるのは「あらかじめ、第六十条第一項の規定による 第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申 らかじめ、 号中「船内で作業に従事することを申し出た場合」とあるのは 派遣元の船舶所有者がその使用する」と、 項において準用する場合を含む。 第六十五条及び第六十五条の三第三項 所有者に申し出た場合」とする。 船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出 同法第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条 同条第六項中「その休息時間を同項の協定で定め 「申し出た場合」とあるのは 中 「その使用する」とあるの (同法第八十八条の二の二 同法第八十七条第 あらかじめ、 派遣元の船舶所 「派遣元 「、あらか 同項本文 項 第 0 は あ

6 5

第

7 6

条第三項 み替えて準用する場合を含む。)、第八十六条第一項及び第二項 十八条の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 項の規定、 させたならば、 る派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に 遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定め 第六十五条の二第三項(同法第八十八条の二の二第五項において読 項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船員派 派遣元の船舶所有者は、 (漁船に係る部分に限る。)、 第四項の規定により適用される同法第六十二条(同法第八 第二項の規定により適用される船員法第八十一条第一 船員派遣をする場合であつて、 第八十七条第一 項及び第三項 項、 従事 同

9

8

四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、 規定が適用される場合を含む。)」と、同法第七十一条第一項中「第 規定」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国 第六十八条第一項及び第七十一条から第七十三条までの規定」とある るときを含む。)」と、同法第八十八条の二中 とき」とあるのは「与えているとき(派遣先の船舶所有者が与えてい 定が適用される場合を含む。)」と、同法第七十六条中「与えている 九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規 六十条から第六十九条までの規定」とあるのは 土交通省令の規定 前各項の規定による船員法の特例については、 「第六十一条、 「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の 第六十六条、 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの 第六十四条から第六十五条の二まで、 第六十八条第一項及び第七十一条から第七 「第六十条から第六十 「第六十一条、第六十 同法第六十八条第 第六十六条、 第六十五条

> は、 項、 て「船員法令の規定」という。)に抵触することとなるときにおいて 条の三までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定 て適用される場合を含む。)、第八十条、第八十一条第二 第六十九条、 びに第八十八条の六の規定若しくは前項の規定により適用される同 第八十八条、 第八十二条、第八十二条の二並びに第百十七条の二から第百十八 当該船員派遣を行つてはならない。 第七十条(同法第七十一条第二項の規定により読み替え 第八十八条の三第一項及び第三項、 第八十八 (次項にお 一項及び第三 条の 兀

7

六条、 項中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令 第六十四条から第六十五条の二まで、 えているときを含む。 船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。 安定法第八十九条第二項、第四項又は第五項の規定により乗組み派遣 とき」とあるのは「与えているとき(派遣先の船舶所有者(船員職業 定が適用される場合を含む。)」と、同法第七十六条中「与えている 九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規 六十条から第六十九条までの規定」とあるのは「第六十条から第六十 規定が適用される場合を含む。)」と、同法第七十一条第一項中「第 土交通省令の規定 規定」とあるのは「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国 前各項の規定による船員法の特例については、 第六十八条第一 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの )」と、同法第八十八条の二中「第六十一条、 項及び第七十一条から第七十三条までの規定」 第六十五条の三第三項、 同法第六十八条第 以下同じ。 が与

項に規定する場合」とあるのは び第百二十一条の四第一項中「この法律」とあるのは「この法律 される場合を含む。)」と、同法第百三条第一項、第百四条第一項及あるのは「前項の規定(船員職業安定法第八十九条の規定により適用 船舶所有者を含む。)」と、同法第百一条第二項中「前項の規定」と 同法第百一条第一項及び第二項、第百二条、第百六条、第百七条第一 」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定法第八 一条第 規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。 条の規定」とあるのは 規定が適用される場合を含む。 までの規定の罪を含む。)」と、 る命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令(船員職業安定法 される場合を含む。)」と、同法第百六条中「この法律に基いて発す 百五条中「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及び労働 定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。)」と 八条の四第四項中「船舶所有者」とあるのは 十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、 条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の違反の罪 第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)」 十三条までの規定 、同条第八項の規定により適用される第百二十九条から第百三十一条 同法第百四条第三項中「第一項」とあるのは「第一 第百十一条、 同法第百八条中「この法律に基づいて発する命令の違反の罪」と 法第百十三条第一 業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律が適用 項及び第百十二条第一項中「この法律に基づいて発する命令 「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定法第八十九 第百十二条第二項、第百十三条第一項並びに第百十 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれら 項中 「前三条の規定(船員職業安定法第八十九条の 「労働基準法 ر ک کر 「第百一条第二項に規定する場合 同法第百八条の二中「第百一条第二 同法第八十八条の五中 この法律に基づく命令、 「船舶所有者(派遣先の )」と、同法第 項(船員職業安 同法第百 「前三 (船 律

。)」と、同法第百八条中「この法律に基づいて発する命令の違 罪」とあるのは「この法律に基づいて発する命令 条第二項に規定する場合」とあるのは 十一条までの規定の罪を含む。)」と、反の罪(同条第七項の規定により適用な 八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。 安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む て発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令(船員職業 が適用される場合を含む。)」と、 び労働基準法 同法第百五条中「この法律及び労働基準法」とあるのは「この法律及 職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む。 )」と、同法第百四条第三項中「第一項」とあるのは「第一項(船員 り適用される場合を含む。)」と、同法第百三条第一項、 定」とあるのは「前項の規定(船員職業安定法第八十九条の規定によ 遣先の船舶所有者を含む。)」と、同法第百一条第二項中「前項の 第百十八条の四第四項中「船舶所有者」とあるのは 条第一項、第百十一条、第百十二条第二項、 」と、同法第百一条第一項及び第二項、第百二条、 法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。) る命令」とあるのは「この法律に基づいて発する命令(船員職業安定 法第百一条第一項及び第百十二条第一項中「この法律に基づいて発す 九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。 れらの規定が適用される場合を含む。)」と、 ら第七十三条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこ 十五条の三第三項、 とあるのは 「前三条の規定」とあるのは「前三条の規定 項及び第百二十一条の四第一項中「この法律」とあるのは (船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含む) (同条第七項の規定により適用される第百二十九条から第百三 「第六十一条、 (船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの法律 第六十六条、第六十八条第一項及び第七十一条か 第六十四条から第六十五条の二まで、 同法第百六条中「この法律に基い 第百 同法第百八条の二中 第百十三条第一項並びに 一条第一 (船員職業安定法第八十 同法第八十八条の (船員職業安定法第 第百六条、第百七 「船舶所有者(派 一項に規定する場 のは「この法のは「この法の法」 ) と、 ) 」 と、 「このは )の違 五. 同

定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)並びに同条第八項のは「この法律に基いて発する命令(船員職業安定法第八十九条の規 情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理 五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を含む。)」と 載した書類」とあるのは らの規定を含む。 第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合におけるこれ 手続」と、 れらの規定が適用される場合を含む。)」と、同条第二項中「船内苦 とあるのは 「この法律に基づく命令(船員職業安定法第八十九条の規定によりこ 規定」として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含 同法第百十八条の四第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは 就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二第一 (派遣先の船舶所有者にあつては、 を適用する。 同法第百二十条中「この法律に基いて発する命令」とある 「労働基準法及びこの法律に基づく命令 )並びに」と、 「第六十五条の三第三項の協定を記載した書 「第六十五条の三第三項の協定を記 乗組み派遣船員に係る労働協約 (船員職業安定 項、 第六十

又は家事使用人である場合には、適用しない。 (第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により乗組み派遣については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者とみなされる者を除く。) に使用される者が、第一項から第百十八条の三までの規定の適用に係る部分を除く。) 10 前各項の規定による船員法の特例 (第六項の規定による同法第百十

(第五項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)は、第八十五条第一項及び第八十六条第一項本文並びに第九章の二の規定に使用される乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、船員法第七章、より乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。)11 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者(第五項の規定に

ر کر 定を含む。)を適用する。 第七項の規定」として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規 条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)並びに同条 とあるのは「この法律に基いて発する命令(船員職業安定法第八十九 情処理手続」と、同法第百二十条中「この法律に基いて発する命令」 船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦 よりこれらの規定が適用される場合を含む。)」と、 るのは「この法律に基づく命令(船員職業安定法第八十九条の規定に )」と、同法第百十八条の四第一項中「この法律に基づく命令」とあ 第六十五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を含む。 働協約、 した書類 定を記載した書類」とあるのは「第六十五条の三第三項の協定を記載 るこれらの規定を含む。)並びに」と、「第六十五条の三第三項の協 安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合におけ 令、」とあるのは 合 (船員職業安定法第八十九条の規定により適用される場合を含 同法第百十三条第一項中「労働基準法、 就業規則並びに第三十四条第二項、 (派遣先の船舶所有者にあつては、 「労働基準法及びこの法律に基づく命令 乗組み派遣船員に係る労 第六十四条の二第一項、 この法律 同条第二項中「 ・基づく命

事使用人である場合には、適用しない。 (第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により乗組み派遣船員をについては、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者とみなされる者を除く。) に使用される者又は家せ条の二から第百十八条の三までの規定の適用に係る部分を除く。) 前各項の規定による船員法の特例 (第五項の規定による同法第百十

適用しない。

(第四項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)は、(第四項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)は、第八十五条第一項及び第八十六条第一項本文並びに第九章の二の規定に使用される乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、船員法第七章、より乗組み派遣船員を使用する船舶所有者(第四項の規定に101 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者(第四項の規定に101 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者(第四項の規定に101 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者(第四項の規定に101 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者(第四項の規定に101 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶が有者(第四項の規定に101 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶が有者(第四項の規定に101 同一の家庭に属する者のみを使用する船舶がある場合を含む。)は、

13 12

(略

る技術的読替えその他必要な事項は、 規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合におけ 項から第五項まで及び第九項に規定するもののほか、この 命令で定める。 条 0

:の適用に関する特例 用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法

項、 する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第九条第三項、 なして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関 働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派 あるのは、 遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみ 十一条 同法第十一条第一項及び第十一条の三第一項中 第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。この場合におい 第十一条の二第二項、 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労 「雇用管理上及び指揮命令上」とする。 第十一条の三第一項、 第十一条の四第二 「雇用管理上」と 第十一条第

(育児休業、 律 0 適 用 に関する特例 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す

第九十一条の二 雇用管理上及び指揮命令上」とする。 の七において準用する場合を含む。)、第二十条の二、 福祉に関する法律第十条 合において、 とみなして、 員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主 に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、 第二十五条及び第二十五条の二第二 同法第二十五条第一項中 育児休業、 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の (同法第十六条、第十六条の四及び第十六条 一項の規定を適用する。この場 「雇用管理上」とあるのは、 第二十三条の 当該船

(労働施策

0

総合的

な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活

(新設)

12 11 (略)

規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合におけ る技術的読替えその他必要な事項は、 第二項から第四項まで及び第八項に規定するもののほ 命令で定める。 か、 この 条

律の適用に関する特例 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法

第九十一条 上及び指揮命令上」とする。 いて、同法第十一条第一項中「雇用管理上」とあるのは、 一項、第十二条及び第十三条第一項の規定を適用する。この場合にお する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第九条第三項、 なして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関 遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみ 働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の 第十一条第 「雇用管理 下に労

# 充実等に関する法律の適用に関する特例)

(新設)

職業生活の 員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主 合において 三十条の とみなして に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては 条の三 第 充実等に関する法律 同法第三十条の一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の 項及び第三十条の三 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の 第 (昭和四十 項中 第 項 雇用管理上」とあるのは、 0 年法律第百三十二 規定を適用する。 雇用の安定及び この場 号) 当該船 第 下

雇用管理上及び指揮命令上」とする。

第九十六条 けようとする者が適切に対処するために必要な指針を公表するものと 船員の募集を行う者、 八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、求人者、 国土交通大臣は、第四条、第十六条、 無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受 第十九条及び第四十

#### 2 (略)

## (指導及び助言)

第九十七条 就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。 役務の提供を受ける者に対し、その業務の適正な運営又は適正な派遣 規定を除く。第百条並びに第百二条第一項及び第二項において同じ。 供給を受けようとする者並びに船員派遣をする事業主及び船員派遣の 求人者、 の施行に関し必要があると認めるときは、無料船員職業紹介事業者 船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者、 国土交通大臣は、この法律(第三章第四節第二款第四目の 船員労務

## (改善命令等)

#### 第九十八条 略

国土交通大臣は、 次の各号の いずれかに該当するときは、 当該

第九十六条 集を行う者及び無料船員労務供給事業者が適切に対処するために必要 な指針を公表するものとする。 八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、 国土交通大臣は、第四条、第十六条、 第十九条及び第四 船員の募

#### 略

## 2

第九十七条 することができる。 正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言を る事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、 規定を除く。第百条並びに第百二条第一項及び第二項において同じ。 の施行に関し必要があると認めるときは、無料船員職業紹介事業者 、指導及び助言 船員の募集を行う者、 国土交通大臣は、この法律 無料船員労務供給事業者並びに船員派遣をす (第三章第四節第二款第四目 その業務の適

## (改善命令)

第九十八条 (略)

家太人

(新設)

きる。 違反を防止 者又は船員労務供給を受けようとする者に対し、 において同じ。 項及び第五十二 又は第十六条第 十二条第 するために必要な措置をとるべきことを勧告することがで 項において準用する場合を含む。 一条において準用する場合を含む。 の規定の違反を是正するため 項若しくは第二項 (これらの規定を第四十二条第 第三号におい に必要な措置又はその 第十五条第三 第 一号及び第三号 て同じ。 項

は第二項の規定に違反しているとき。

二 求人者又は船員労務供給を受けようとする者が第十六条第一項又

るおそれがあると認めるとき。
る指導又は助言を受けたにもかかわらず再びこれらの規定に違反する指導又は助言を受けたにもかかわらず再びこれらの規定に違反して前条の規定による。
三 求人者又は船員労務供給を受けようとする者が第十五条第三項又

4| (略)

(国土交通大臣に対する申告)

は当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を集に応じた船員、当該無料船員等務供給事業者に求職の申込みをした求職者、当該募はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においてはにの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては船員労務供給事業者、船員労務供給を受けようとする者又は船員派遣船員等務供給事業者、船員の募集を行う者、無料語員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料

(新設)

2 (略)

(国土交通大臣に対する申告)

大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求める失い。 大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めるまから供給される船員又は当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込実がある場合においては、当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込実がある場合においては、当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込業がある場合においては、当該無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務第百条 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務

申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

(報告及び検査)

、又は帳簿書類の提出を求めることができる。 の募集若しくは船員労務供給事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させから船員派遣する者又は船員労務供給事業を行う者、求人者、船員労務供給をから船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させから船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させいる船員派遣の役務の提出を求めることができる。

3·4 (略)

(事業の停止又は許可の取消し)

第百三条 (略)

消すことができる。 第八号までを除く。)のいずれかに該当しているときは、許可を取り 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が第五十六条各号(第五号から

、肖る

ことができる。

2 (略)

(報告及び検査)

業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対しの募集若しくは船員労務供給事業を行う者又は船員派遣事業を行う事いて、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介事業、船員第百二条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度にお

必要な事項を報告させ、

又は帳簿書類の提出を求めることができる

できる。 関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることが関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることが船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、事業を行う者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは船員労務供給所属の職員に、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労務供給国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、

3 · 4 (略)

(事業の停止又は許可の取消し)

第百三条 (略)

(新設)

、。。)のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができて。)のいずれかに該当しているときは、許可を取り消すことができ2 国土交通大臣は、船員派遣元事業主が第五十六条各号(第五号を除

許可を与えることができない。 消しの日から起算して五年を経過しない者には、船員職業紹介事業の 第一項の規定により船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取

罰金に処する。 した者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為を

段によつて、 員派遣を行つたとき又はこれに従事したとき。 つて、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手

はこれに従事したとき。

第百十二条 した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(百十二条)次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

場合を除く。 第三十三条の規定に違反したとき(次条第二号の規定に該当する

二 偽りその他不正の行為により、第三十四条第一項、第四十四条第 |項の規定による許可の有効期間の更新を受けたとき。 項、第五十一条若しくは第五十五条第一項の許可又は第六十条第

(削る)

第四十四条第一項の規定に違反したとき。

第五十条の規定に違反したとき。

七六五四三 第五十四条第一項の規定に違反したとき。 第六十三条の規定に違反したとき。

、船員労務供給事業又は船員派遣事業の停止の処分に違反したと 第百三条第一項の規定による船員職業紹介事業、船員の募集の業

した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為を

第三十七条の規定に違反したとき。

第四十条第一項の規定による届出をしないで、 又は虚偽の届出を

> 第百十一条 懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以 十年以下の

員派遣を行つた者又はこれに従事した者 段によつて、 暴行、 脅迫、 船員職業紹介、 監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手 船員の募集、 船員労務供給若しくは船

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的 これに従事した者 紹介、船員の募集、 船員労務供給若しくは船員派遣を行つた者又は で、 船員 職

第百十二条 百万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は

一 第三十三条の規定に違反した者(次条第二号の規定に該当する者)

一項、第五十一条若しくは第五十五条第一項の許可又は第六十条第二 偽りその他不正の行為により、第三十四条第一項、第四十四条第 |項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

第三十七条の規定に違反した者

八七六五四三 第四十四条第一項の規定に違反した者

第五十条の規定に違反した者

第五十四条第一項の規定に違反した者 第六十三条の規定に違反した者

第百三条第一項の規定による船員職業紹介事業、 船員労務供給事業又は船員派遣事業の停止の処分に違反した者百三条第一項の規定による船員職業紹介事業、船員の募集の業

第百十三条 三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は

第三十六条の規定に違反した者

第四十条第一項の規定による届出をしないで、 又は虚偽の 届出

無料の船員職業紹介事業を行つたとき。

第四十四条第二項の規定に違反したとき。

第四十 五条の規定に違反したとき。

第四十六条の規定に違反したとき。

八七六五四三 第四十七条の規定に違反したとき。

件を提示して船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船 員派遣を行つたとき又はこれに従事したとき 八条第二項の国土交通省令で定める方法により、又は虚偽の労働条 虚偽の広告、 第九十八条第 文書の掲出若しくは頒布若しくは放送その他第四十 一項又は第四項の規定による命令に違反したとき

九 に求人の申込みを行つたとき。 虚偽の条件を提示して、地方運輸局長又は船員職業紹介を行う者

遣を行つたとき又はこれに従事したとき。 ために、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派 労働条件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせる

第百十四条 した者は、三十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為を

簿書類を作成したとき 帳簿書類を作成せず、 第三十八条 成せず、若しくは備え置かなかつたとき又は虚偽の帳(第四十条第四項において準用する場合を含む。)の

。)に規定する申請書又は第五十五条第三項(第六十条第五項にお一 第五十五条第二項(第六十条第五項において準用する場合を含む .て準用する場合を含む。) に規定する書類に虚偽の記載をして提 したとき。

三 第六十一条第一項、第六十二条第一項若しくは第六十四条第三項 条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出したとき の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、 第八十五条又は第八十六条の規定に違反したとき。 第七十四条、 第七十五条第 項、 第七十六条、 又は第六十一 第七

無料の船員職業紹介事業を行つた者

四三 第四十四条第二項の規定に違反

第四十五条の規定に違反した者

五. 第四十七条の規定に違反した者第四十六条の規定に違反した者

六

第九十八条の規定による命令に違反した者

員派遣を行つた者又はこれに従事した者 件を提示して船員職業紹介、船員の募集、 八条第二項の国土交通省令で定める方法により、 虚偽の広告、 文書の掲出若しくは頒布若しくは放送その他第四 船員労務供給若しくは船 又は虚偽の労働 条

九 遣を行つた者又はこれに従事した者 ために、船員職業紹介、船員の募集、 労働条件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせる 船員労務供給若しくは船員派

第百十四条 に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の 罰

書類を作成した者 帳簿書類を作成せず、 第三十八条(第四十条第四項において準用する場合を含む。 若しくは備え置かなかつた者又は虚偽の帳簿 。 の

一 第五十五条第二項(第六十条第五項において準用する場合を含む 出した者 いて準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提 )に規定する申請書又は第五十五条第三項 (第六十条第五項にお

三 第六十一条第一項、第六十二条第一項若しくは第六十四条第三項 条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者 の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、 又は第六十一

兀 十七条、 第七十三条、 第八十五条又は第八十六条の規定に違反した者 第七十四条、 第七十五条第一項、 第七十六条、

五. 報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第百一条の規定による地方運輸局長の求めがあつた場合において

五.

たとき。 くは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載第百二条第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若し をした帳簿書類を提出し、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しく は忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし

処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に

第三十六条の規定に違反した者

(略)

報告をせず、又は虚偽の報告をした者 をした帳簿書類を提出し、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しく くは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載 は忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし 第百二条第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、 第百一条の規定による地方運輸局長の求めがあつた場合において

若し

第百十六条 処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に

第三十五条の規定に違反した者

(略)

$\overline{}$
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分
$\smile$

				/# DI	
(略)	第百三十号)昭和二十三年法律	(略)	法律	における用語の意義備考 この表の下欄の別表第一 第一号法定	
(略)	こととされている事務四条第三項の規定により都道府県が処理する規定により読み替えて適用される船員法第百二 第八十九条第九項又は第九十二条第一項の一 (略)	(略)	事務	における用語の意義及び字句の意味によるものとする。  考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)	改 正 案
(略)	第百三十号)昭和二十三年法律	(略)	法律	における用語の意識 開表第一 第一号法党	
(略)	こととされている事務四条第三項の規定により都道府県が処理する規定により読み替えて適用される船員法第百二 第八十九条第八項又は第九十二条第一項の一 (略)	(略)	事務	における用語の意義及び字句の意味によるものとする。考(この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律表第一(第一号法定受託事務(第二条関係)	現

○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)(附則第十一条関係)

最び七、	``	条、第七 整法(昭	第百八条(労働組		
<b>复金挝(昭利三十</b>	、長氏質をは、四日に一日にはまずまとしてか、、シンドは、四日及び第百三十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。第七号を除く。)、第百二十七条、第百二十八条(第三号を除く。	第百二十二条から第百二十五条まで、第百二十六条(第六号及七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条十九号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)(第一条、第二昭和二十一年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二年法	労働組合法(昭和二組合法等の適用除外)	改	
聿第三十号)、 沿員災害坊止	和三十四年法律第百三十七号)、並びにこれらに関する第百二十条、第百二十八条(	ら第百二十五条ま条まで、第二十条法(昭和二十二年)、	二十四年法律	正	
労働安全衛生法(昭和	金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、じん肺法(三十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除除く。)、第百二十七条、第百二十八条(第三号を除	条から第百二十五条まで、第百二十六条(第六十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十船員法(昭和二十二年法律第百号)(第一条、年法律第二十五号)、労働基準法(昭和二十二	和二十四年法律第百七十四号)、外)	案	
四十七年法律(昭	じん肺法(昭和(第三号を除く。	条 (第六号及 第二十七条 第二十七条 第二条、第二 第一条、第二	、労働関係調		
(昭和四十二年法明	く。)、最低賃金く。)及び第百三ら第八号までを除	まで、第百二十二条、第七条から第一条、第七条から第一条がある。	第百八条 労働組合法等		
活 律 第	く。)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、じん肺法(く。)及び第百三十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除ら第八号までを除く。)、第百二十七条、第百二十八条(第三号を除	一	合適	現	
うによう!! (ディアン・アンドラ) 及び労働安、船員災害防止	法(昭和三十四年法律第百三十七号)、じん肺法(十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。)、第百二十七条、第百二十八条(第三号を除	<ul><li>二十五条まで</li><li>二十二年法</li><li>一五号)、労</li></ul>	(昭和二十四年法律第百七十四号)、労働関係調用除外)	行	
がここれらに甚づく合うの見定は、遂員こつ第六十一号)及び労働安全衛生法(昭和四十三十号)、船員災害防止活動の促進に関する	三十七号)、る第百二十条(		1七十四号)、	11	
隊員について 昭和四十七年 に関する法律	じん肺の規定	〒六条(第六号) (第一条、第二十七条(第一条、第二十七条)	労働関		

○ 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)(抄)(附則第十二条関係)

運送に係るものに限る。)	貨物利用運送事業(内航海運業法第二条第二項第一号の内航運送を三(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第六項の	一・二 (略) 2 この法律において「内航海運事業」とは、次に掲げる事業をいう。第二条 (略) (定義)	改正案
係るものに限る。)	貨物利用運送事業(内航海運業法第二条第二項の内航運送をする事三 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第六項の	一・二 (略) 2 この法律において「内航海運事業」とは、次に掲げる事業をいう。第二条 (略) (定義)	現

○ 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)(抄)(附則第十三条関係)

<ul><li>広第五条の規定による届出をしなくてもよい。</li><li>一十二条 小型船造船業を営む者は、当該小型船造船業について造船(造船法の適用除外)</li></ul>	改正案
法第六条の規定による届出をしなくてもよい。第二十二条 小型船造船業を営む者は、当該小型船造船業について造船(造船法の適用除外)	現行

(傍
線の
部
分は
改
正部
分
_

の新設、譲受け又は借受けの許船舶の製造又は修繕に係る施設新設等の許可等)の規定による 件数新設等の許可等)の規定による 件数 一件につき十五万円	百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は出画の変更の認定は、等の新設等の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一条第一項(事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項(事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項(事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項(事業基盤強化計画の変更等)の規定による事業基盤強化計画の変更等)の規定による事業基盤強化計画の変更等)の規定による事業基盤強化計画の変更等)の規定による事業基盤強化計画の変更の許可とは拡高。	一〜百二十七の二 (略)	可、認定、指定又は技能証明の事項(標準登記、登録、特許、免許、許可、認)課税(税率	、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条	改正案
よる船舶の製造又は修繕に係る 設の新設等の許可等)の規定に 百二十九号)第二条第一項(施 件数 一項 (昭和二十五年法律第 許可 一件につき十五万円	百二十八 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可	一〜百二十七の二 (略)	可、認定、指定又は技能証明の事項(標準登記、登録、特許、免許、許可、認)課税(税率	、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係)、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条	現

-					
務に係る事業場の認定(財務省 (事業場の認定)の遠隔支援業 (事業場の認定)の遠隔支援業 件数 に三に掲げる認定を受 船舶安全法第六条ノ四第一項 申請 一件につき九万円(既	(一)・二 (略)	百三十 船舶等に係る製造工事若しくは改造修理工事、整備若しく   日三十 船舶等に係る製造工事者とは改造を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	百二十九(略)	(二) (略)	可(当該許可を受けている者が可(当該許可を受けている者が
(新設)	(一) (一) (略)	百三十 船舶等の製造工事若しくは改造修理工事若しくは整備に係 関、船級協会若しくは登録検査機関の登録	百二十九 (略)	(二) (略)	定めるものを除く。) 定めるものを除く。) 定めるものを除く。) 定めるものを除く。) 定めるものを除く。) 定めるものを除く。)

<u> </u>		1		<u> </u>					
	百三十二~百六十 (略)	(九) (略)	(八) 海洋汚染等及び海上災害の防(八) 海洋汚染等及び海上災害の防	(一) ~ (七) (略)	は登録確認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業百三十一善海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しく	(六)~(八) (略)	更新の登録を除く。) 検査確認機関の登録)の登録 ( 船舶安全法第六条ノ六 ( 登録	(更新の登録を除く。)(登録検定機関の登録)の登録(船舶安全法第六条ノ五第一項	令で定めるものを除く。)
			件 登 数 録		登録に、		件 登 数 録	件 登 数 録	
			一件につき九万円		検定機関の登録、廃油処理事業の許可又製造工事若しくは改造修		一件につき九万円	一件につき九万円	、一万五千円)
	百三十二~百六十 (略)	(九) (略)	(八) 海洋汚染等及び海上災害の防水 海洋汚染等及び海上災害の防水 の登録を受ける法律第十九条の四十 上に関する法律第十九条の四十 上に関する法律第十九条の四十 上に関する法律第十九条の四十 はいる はい かい	(一) (七) (略)	は登録確認機関、船級協会若しくは登録検定機関の登録理工事若しくは整備に係る事業場の認定、廃油処理事業百三十一善海洋汚染等の防止に係る船舶の製造工事若しく	(五) (七) (略)	更新の登録を除く。)検査確認機関の登録)の登録(例 船舶安全法第六条ノ五(登録)	(更新の登録を除く。) (登録検定機関の登録) の登録(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項	
			件 登 数 録		登録定、船の制		件 登 数 録	件 登 数 録	
			一件につき九万円		録検定機関の登録定、廃油処理事業の許可又の製造工事若しくは改造修		一件につき九万円	一件につき九万円	

汚染等及び海上災害の 防 止に関する法律 昭 和四十五年法律第百三十六号) 沙) (附 則第十五 条関

 $\bigcirc$ 

傍 線 0 部 分は改正 部分 係

#### 条の二十四第二項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、 項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、 号二掲グル 準用する。 条の三第二項、 定スル法定検査」と、 汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八第三項ニ規 条の二十一第二項、 条第一項乃至第三項、 係ル」とあるのは 及び第六条 定する原動機を除く。 又は大気汚染防止検査対象設備 染防止設備 第二十九条 「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは 条の四 法第六条 ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル)」とあるのは 舶 「項ニ規定スル」と、 安全 第五条ノ この場合において、 事項ニ ノ五第 法 (有害水バラスト処理設備を除く。次項において同じ。) の準 ノ 五 第六条ノ五、 九 「前条ノ検査 第十条の二第二項、 第 検査( 係ル」とあり、 船舶安全法第六条第三項及び第四 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 用 第十九条の二十四第一 項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ 項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、 改 次項において同じ。)の検査又は検定について量対象設備(第十九条の七第一項及び第二項に規 項 中 同法第六条ノ二及び第六条ノ三中 第九条の三第一項、 (特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあり、 同法第六条第四項中 第九条第三項から第五項まで、 (特別検査ヲ除ク) 「第五条ノ検査 同法第六条第三項中 正 並びに同法第六条ノニ、第六条ノ三 第十九条の二十一第二 項又ハ第十九条の三十五 第十条の二第一 「同法第五条第四項、 (特別検査ヲ除ク) 案 及第 「前三項」 項、 「第二条第一項各 同法第六条ノニ 項ノ製造検査 第六条ノ二、 とあるの 項、 第五条第一 及第六 第十九 第十九 海洋汚 海洋 及 は 0) 五 ے کر 設備 第六条ノ 十四第二項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」 第二項、 二条第一項ニ規定スル」とあるのは 号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、 法定検査」と、 及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十八第三 規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル) 項ニ規定スル」と、 十一第二項、 項乃至第三項、 とあるのは 六条ノ四第一 る。この場合において、 原動機を除く。 気汚染防止検査対象設備 「第五条ノ -九条の ル事項ニ 条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一 第六条ノ四まで、 舶安全法 (有害水バラスト処理設備を除く。次項において同じ。) 又は大 「前条ノ検査(特別検査ヲ除ク) 第十条の二第二項、 兀 兀 検査 第 係ル」とあり、 十 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第 第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の三十五の四第二 項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係 九 次項において同じ。)の検査又は検定について準 同法第六条ノ二及び第六条ノ三中 準 項 第九条の三第一項、 (特別検査ヲ除ク) 中 船舶安全法第六条第三項及び第四 用 同法第六条第四項中 第九条第三項から第五項まで、 「第五条ノ検査 現 ^、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第一同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲 (第十九条の七第一項及び第二項に規定する 並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び 第十九条の二十一第二 及前条ノ検査」とあり、 第十条の二第一 「同法第五条第四項、 (特別検査ヲ除ク) 及第 「前三項」 」とあるのは 項の規定は、 行 同法第六条ノ二中 項 ノ製造検査 「第五条第一項 とあるのは 項、 項、 第十一条、 及第六条 |項ニ規定スル 第十九条の二 第十九条の 海洋汚染防 「海洋汚染等 (前 同 「前項

ル

申す

第三

項

とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定

#### 2 (略)

3 るのは 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づ この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「 五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及 十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、 えるものとする。 九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替 く命令」と、 定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十 いて準用する同法第六条ノ五第一項の登録、 船安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十 同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあ 登録検定機関及び登録検 第一項にお 六 3

## 一~十 (略)

五項の標示を付した者備について第十九条の四十九第一項において準用する同法第九条第検査対象設備以外の海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設大第二項の規定により確認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止十一 第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ

-二~十四 (略)

のは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とある九条の三十六又ハ第十九条の三十八月検査」とあるのは「同法第十同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と査」とあるのは「同法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査及査」とあるのは「同法第十九条の二十八第三項ニ規定スル法定検査及

#### 2 (略)

るのは び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中 えるものとする。 九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読 く命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づ この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは 五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及 定機関が行う検定について準用する。この場合において、 いて準用する同法第六条ノ四第一項の登録、 十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十 登録検定機関及び登録検 第一項にお 同法第二十 み替

## 一~十 (略)

0
船員の雇用の促進に関する特別措置法
(昭和五十二年法律第九十六号)
(抄)
(附則第十六条関係)

第四十三条及び第百二条の規定は、第九条 船員職業紹介事業についての船員の場合を表現のおりませた。	第百二条の規事業について	/J*I	十三条及び第百二条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員船員職業宏定法第三十三条から第三十五条まで、第四十一条、員職業紹介事業についての船員職業安定法の適用除外等)改 正 案	三条及び第百二条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹第九条 船員職業安定法第三十三条、第三十四条、第四十一条、第四十(船員職業紹介事業についての船員職業安定法の適用除外等)現
船員雇用促進センターが行名。船員職業紹介事業については登職業紹介事業については登職業のでは第七条、	用促進センターが行う船員職業紹介第二項、第二十一条、第九十六条第職業安定法第七条、第十五条から第二条及び第百二条の規定は、船員雇	郷 丁 米 い	員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業について準用する。十条第二項、第二十一条、第九十六条第一項及び第百条の規定は、船員職業安定法第七条、第十五条から第十七条まで、第十九条、第業紹介事業については適用しない。	う船員職業紹、第九十六条法第七条、第